

令和 5 年度分別収集物 (プラスチック資源循環促進法) 申込関連資料集

【令和 4 年 12 月 12 日 改定版】

ページ

資料 12. プラスチック資源循環促進法（32 条）に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について	1
資料 13. 令和 5 年度「分別収集物の引き渡しに係る申込要領」	9
資料 14. 令和 5 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）	21
資料 15. 令和 5 年度申込時におけるベール品質調査（組成調査）の実施について	25
資料 16. 分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢について	43
資料 17. 産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項	48
資料 18. 「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」（見本）	49
資料 19. プラスチック資源循環促進法（32 条）による再商品化委託で市町村等が負担するコストについて	56

令和 4 年 10 月 24 日
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 (改定日：令和 4 年 12 月 12 日)

プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の 手続き等について

本資料は協会にプラスチック資源循環促進法（32条）に基づく分別収集物の再商品化を委託する際の手続きや注意事項について取りまとめたものです。容器包装リサイクル法に関わるプラスチック製容器包装及び白色トレイを協会に委託する際は、**資料1**『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要（令和5年度版）」をご確認ください。

【用語の定義と区分】

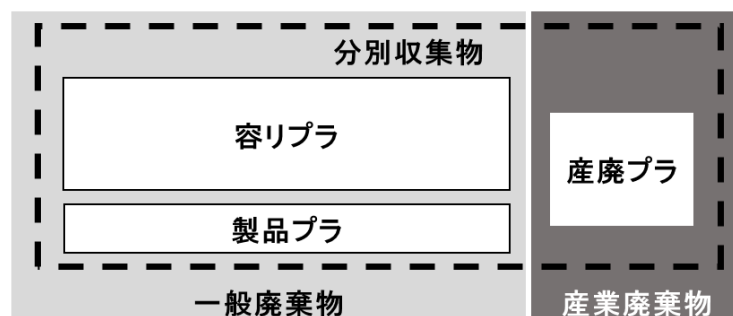
市区町村・一部事務組合（以下、「市町村等」という。）は、プラスチック容器包装廃棄物（容リプラ）と併せて容リプラ以外のプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）を分別収集することができます。また、事業活動に伴って生じるプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるものに限る。）（産廃プラ）を併せて分別収集することができます。

それぞれの定義及び分別収集物のイメージを以下に示します。

容リプラ	プラスチック容器包装廃棄物 容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（飲料、しょうゆその他容器包装リサイクル法施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったものを除く。）
製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限る。）
産廃プラ	プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるもの
製品プラ等	製品プラ及び産廃プラ

なお、プラスチック使用製品廃棄物とは、プラスチック資源循環促進法第2条第3項に規定する、使用済プラスチック使用製品が廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物になったものをいう。

また、分別収集物とは、市町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別収集することにより得られるものをいう。分別収集物の基準は、市町村が指定法人（協会）にその再商品化を委託する場合（プラスチック資源循環促進法第32条及び第36条関係）、環境省令第1条で定める基準に適合するものに限る。



(1) 契約及び支払い方法

- ア) 製品プラ等に関して、申込時に算出頂いた申込量に基づき協会と市町村等との間で「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」（資料 18）を締結いたします。
- （容器包装リサイクル法に基づく容リプラに関しては、これまで通り分別基準適合物の特定事業者負担分に関する「業務実施覚え書き」と市町村負担分に関する「業務実施契約書」をそれぞれ別個に締結いたします。詳細は資料 1 をご確認ください。）
- イ) 以下の場合、「変更契約書」を改めて締結いたします。
- ① 契約期中で品質調査により容リプラと製品プラの組成比率の改定が生じた場合
 - ② やむを得ない事情で契約期中に再商品化事業者（運搬事業者含む）が変更となり、契約締結時の落札単価に変動が生じ、協会と市町村等で対応について協議した結果、変更合意した場合
- ロ) 市町村等への請求時期は、従来の容器包装リサイクル法に基づく容リプラの市町村負担分と同じ四半期ごとです。支払い請求書を受領された後 30 日以内にお振り込みいただきます。
- 例) 4～6 月引き取り分 → 7 月請求 → 30 日以内に振り込み
- エ) 契約初年度の第 1 四半期、第 2 四半期は契約締結時の組成比率に応じて請求を行いますが、協会の品質調査により組成比率の改定が生じた場合には、第 3 四半期、第 4 四半期は変更後の組成比率に基づき請求を行います。前記の内容は契約初年度の上期から引き渡しがあった場合となります。契約初年度の下期から引き渡し開始等によって組成比率の改定時期が変更となる場合があります。詳細については「令和 5 年度申込時におけるべール品質調査（組成調査）の実施について」（資料 15）28 ページをご確認ください。
- オ) 当面は四半期ごとに請求を行いますが、今後製品プラ等の引取量が大きく増え、協会の資金繰りに影響が出るような場合には、四半期請求を見直す場合があります。その際は、あらかじめ書面にてお知らせしますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

(2) 市町村等への資金拠出

- ア) プラスチック資源循環促進法（32 条）に基づく分別収集物において、容器包装リサイクル法第 10 条の 2 に基づき算定される市町村に対する金銭の支払（合理化拠出金）の算定にあたっては、引き続き容リプラの再商品化費用（特定事業者負担分に限る）のみが対象となります。

(3) 引き取りを行う量

- ア) 正式申込みは、市町村等との契約や特定事業者等の再商品化実施委託料金算定の基礎になるばかりでなく、それを前提として再商品化事業者の入札選定が行われ、再商品化事業者の年間事業内容が決定されますので、施設の故障又は市町村合併に伴う収集体制の変更等により、正式申込量と実際の引き渡し量に大幅な乖離（目安は年間で 10% 以上又は 1,000 トン以上の増減）が見込まれる場合には、速やかに書面にてその理由と見込み量を協会宛にお知らせ願います。その連絡をふまえ、必要に応じて市町村等と協会との間で協議を行ったうえで、協会としての対応を判断いたします。
- イ) 市町村等がア) の連絡を怠った場合、又は再商品化事業者決定後に申込みの撤回があった場合には、協会は次年度の引き取りをお断りすることができるものとします。ただし、その原因が独自処理や第三者への引き渡しによる場合には、協会は次年度及び次々年度の引き取りをお断りすることができるものとします。契約書調印後に関しましても、同様の理由による契約違反に対しては同じ対応とさせていただきます。
- ロ) 容リプラを含む全国の市町村等の引き渡し総量が全国再商品化事業者の再商品化処理能力を上

回ることが見込まれる場合は、市町村等及び主務省へ報告し、協議のうえ、対応を行うものとします。

なお、容器包装リサイクル法に基づく容リプラの「引き取りを行う量」については資料 1 をご確認ください。

(4) 市町村等が負担する再商品化費用について

ア) 協会にお申込みいただく場合、市町村等が負担する再商品化費用は以下のとおりです。

- ① 製品プラ等の再商品化に係る費用
- ② 容リプラのうち小規模事業者分（市町村負担分）（※1）の再商品化に係る費用
（市町村負担分を申込まない場合は発生しません。）

（※1）小規模事業者分（市町村負担分）の詳細は資料 1 の「1. 契約及び支払い方法」をご覧ください。

イ) 製品プラ等の再商品化に係る費用は以下の計算式で算出されます。

市町村委託単価（再商品化事業者の落札単価＋協会経費（※2）単価）×引き渡し実績量（※3）

（※2）協会経費負担の考え方は資料 19 をご参照ください。

（※3）引き渡し実績量（製品プラ等）のうち、産廃プラは市町村等が排出事業者から引き取った量、製品プラは（引き渡し総量－産廃プラ）×製品プラ組成比率により計算された量となります。

ウ) 容リプラのうち小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用は以下の計算式で算出されます。

分別基準適合物（容リプラ）で定めた再商品化実施委託単価×（引き渡し総量－産廃プラ）×容リプラ組成比率 ×市町村負担比率

エ) イ) の製品プラ等の再商品化に係る費用について、初年度は、協会が実施する品質調査により製品プラの組成比率に変動があった場合、下期において負担額が変動（増減）します（契約初年度の上期に引き渡しがあった場合）。また、年間の引き渡し総量の変動や期中における再商品化事業者の変更による負担額の変動（増減）等がありますので、予算確保に当たってはご注意ください。

(5) 製品プラ等の協会経費単価

令和 5 年度の数值は以下のとおりです。

		令和 5 年度	
製品プラ等	協会経費単価	1, 211 円/t	1. 211 円/kg

※製品プラ等の再商品化に係る費用のうち、製品プラ等の再商品化事業者の落札単価については入札で決定するため、ここでは表記しておりません。2 月下旬に落札結果として通知いたします。

※容リプラの再商品化実施委託単価・特定事業者責任比率及び市町村負担比率は資料 1 をご確認ください。

(6) 引き取り条件

【分別基準の運用】

- ア) 市町村等は環境省が定めた「分別収集物の基準」や「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和4年1月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）（以下、「分別収集の手引き」という。）」等を参照し、プラスチック資源循環促進法第31条第1号の規定に基づき「プラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準」を策定し、住民へ普及啓発を行い、分別収集物を中間処理（選別・梱包・保管）し、「令和5年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」（資料14）（以下、「引き取り品質ガイドライン」という。）を基準として協会への引き渡しを行うようご準備をお願いします。
- イ) リチウムイオン蓄電池等、発火危険物の混入により再生処理事業者の保管施設や再生処理施設等で火災事故が発生するトラブルが例年多発しており、発火件数が高止まりの状況が続いています。市町村等の責任において、リチウムイオン蓄電池や電池類、ライター等の発火するおそれがある危険物をベールに混入させないように、普及啓発や選別等を実施してください。該当市町村等へ改善を繰り返し要請したにもかかわらず、改善がなされない場合は、お引き取りを中止させていただき、又は次年度の引き取りをお断りさせていただく場合があります。
- ウ) 「引き取り品質ガイドライン」を満たしていない物については、再商品化施設に支障をきたしたり、再選別コストがかかったりする可能性があるため、速やかに品質改善していただくことになります。
- エ) 品質改善について、本来は、市町村等及び協会で協議のうえ決定すべきですが、業務を効率よく進めるために、日常的には、市町村等と再商品化事業者の間で調整をしていただきます。
- オ) そのうえで、調整が困難な場合のみ、市町村等と協会の間で協議を行います。その結果として、品質改善が行われない場合には、引き取りをお断りすることがあります。

【安全管理責任】

- カ) 市町村等には、再商品化事業者における安全、衛生上の事故を防止するために、危険物や感染性廃棄物が混入しないよう努めていただきます。

【引き取り単位及び頻度】

- キ) 分別収集物に求められる重量は10トン車1台程度ですので、指定の保管施設に保管された分別収集物は、10トン車1台程度を引き取り単位として、再商品化事業者が引き取ります（ただし、実際の積載量は6トン前後（※）となります）。

（※）暫定的に従来水準（容りのみ）と同等に設定しています。今後、実態を踏まえて目安範囲を変更することがあります。

また、保管施設のスペースや道路の幅等の都合で10トン車で引き取りができない場合は、10トン車以外での引き取りも可能です。

なお、日常的な引き取りについて、市町村等からの引き渡し依頼があつてから、2週間以内を目途に、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

- ク) ただし、年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合においても、協会は、原則として、年1回引き取りを行うよう努力します。
- ケ) 協会は、非効率的な輸送を避けるため、市町村等から引き取りの申し込みを受ける際に、「分別収集物の引き渡し申込書」により、引き渡し希望頻度を提示していただき、可能な限り市町村等の希望に添った対応を実施します。
- コ) 離島においても、通常の場合と同様に、本欄に記載したとおり引き取りを行います。

【指定保管施設】

- カ) 分別収集物の保管及び受け渡し施設は、容器包装リサイクル法に則り主務大臣より指定を受けた指定保管施設であることが必要です。詳細については、環境省から通知される文書の保管施設指定に関する部分を参照してください。なお、協会に事前の連絡なく、指定保管施設を変更された

場合には、協会に対して当該変更に関して合理的な理由を記載した書面を提出していただきます。協会がその理由に合理性がないと判断した場合は、次年度において引き取りができないことがあります。

また、入札の開札後に、指定保管施設を変更されることにより、落札した再商品化事業者の引取運搬費が増加する場合には、市町村等に増額費用のご負担をお願いすることがありますので、ご留意ください。

【指定保管場所での積み込み責任】

- ㍻) 協会は、市町村等から引き渡し依頼を受ける際に「分別収集物の引き渡し申込書」により、積み込み用機材の有無の確認を行い、それに基づいて再商品化事業者の入札を受け、選定を行います。
- ㍼) しかしながら、当該分別収集物を 10 トン車に積み込むための積み込み用機材の整備、及び積み込み作業について、市町村等と再商品化事業者が協力し合い、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

【引き取り量の確認】

- ㍽) 協会は、実績に応じてお支払いいただくために、また再商品化事業者へ再商品化実施費用を毎月実績に応じて支払うために、市町村等並びに再商品化事業者双方からの月次報告を受けて実績を把握します。
- ㍾) 市町村等が協会に対して実態と異なる引き渡し数量を報告した場合、協会は市町村等との契約を解除し当該年度の引き取りを停止するとともに、翌年度の引き取りをお断りする場合があります。

【残さの処理】

- ㍿) 分別収集物には、何らかの不純物が混入し、残さが排出されることが見込まれます。協会が引き取った後の残さの処理については、日常的には、再商品化事業者が処理を行います。市町村等は、残さが発生しないように「分別収集の手引き」や「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集をお願いいたします。

(7) 分別収集物の保管及び引き取り

【ごみ袋の破袋】

- ㍿) 「引き取り品質ガイドライン」を満たすためには、消費者が排出したごみ袋を破袋し、中の異物が除かれている必要があります。ごみ袋の破袋がされていないベールは、引き取ることはできません。

【1 保管施設から複数事業者が引き取る場合】

- ㍿) 1 つの保管施設を複数の事業者が落札した場合は、実際の保管施設で引き取るべき総量を各事業者の落札量により比例配分して引き取ることにします。

【「粉碎品・溶融品」の取扱い】

- ㍿) 「粉碎・溶融」は、法律で規定している「圧縮」には該当しないため、「粉碎品・溶融品」は、分別収集物の基準を満たすとは見なされませんので、引き取りを行いません。

(8) 市町村等による品質調査の実施

- ㍿) 申込みを行う前に、引き渡し予定の保管施設ごとに容リプラ、製品プラのそれぞれの割合や、自らのベールの品質等を明確にするため、市町村等の判断において品質調査を実施していただく必要があります。資料 15 を参考に実施してください。なお、市町村等の独自の方法によって実施することも可能です。実施できない場合は環境省から発出された「R5 年度指定法人への引き渡し量申込時における品質調査が実施できない場合の対応方法について」(令和 4 年 9 月 26 日付事務連絡)をご参照ください。

- イ) 品質調査は、容リプラ、製品プラ、産廃プラを一括してベールにして協会へ引き渡す場合、特定事業者と市町村等の再商品化費用の負担割合を明確にするため必要です。容リプラ、製品プラは品質調査で組成比率を算出することにより重量を把握するとともに、産廃プラは市町村等が排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）で把握していただきます。産廃プラの重量測定に基づく量の把握に関してご不明な場合は環境省（※）にご相談ください。なお、市町村等が負担する再商品化費用については資料 19 をご参照ください。
- ロ) 事前に実施した品質調査に基づき、容リプラ、製品プラ、異物の秤量値から算出された容リプラと製品プラの組成比率をもとに申込量を記載していただき、実施した品質調査の結果を付属資料として添付してください。容リプラと製品プラの組成比率の算出方法は資料 15 をご参照ください。

（※）【環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室 連絡先】 T E L : 03-5501-3153

（9）容リプラと製品プラの組成比率の改定

- ア) 製品プラを初めて申込み・契約した契約初年度に限り、契約締結時は申込みいただいた時点での容リプラと製品プラの組成比率で契約を締結いたします。ただし、初年度 4 月から 9 月までの期間を目安に協会が容リプラ、製品プラの組成比率を確認するために品質調査を実施し、その結果、必要性が生じた場合には期中で組成比率を改定、下期（10 月～翌年 3 月）より適用し、「変更契約書」を改めて締結いたします（改定の必要性が生じない場合は、そのままの契約となります）。
- イ) なお、契約初年度の下期に適用された組成比率は、市町村等が次年度も申込みを継続する場合、次年度申込み時の組成比率として適用され、その組成比率で 1 年間契約することになります。
- 例) 令和 5 年度契約締結⇒契約初年度は申込時点の組成比率を適用（上期の品質調査結果で組成比率が変動して改定する必要がある場合は下期から変更）、令和 6 年度も契約締結⇒契約 2 年目となり、初年度に実施した品質調査の結果による組成比率が 2 年目に適用。令和 7 年度は申込みが令和 6 年 10 月のため、令和 5 年度下期の組成比率と令和 6 年上期の組成比率の平均値が適用。
- ロ) 上記ア) イ) の内容は契約初年度の上期から引き渡しがあった場合となりますが、契約初年度の下期からの引き渡し開始等によって組成比率の改定期間が異なる場合があります。詳細については資料 15 の 28 ページをご確認ください。

（10）製品プラ等の入札における上限価格の設定

- ア) 再商品化を実施する再商品化事業者は、保管施設ごとに一般競争入札により決定します。製品プラと産廃プラの入札価格は同一とします。市町村等が入札における製品プラ等の上限価格を保管施設ごとに設定することが可能となります。
- イ) 製品プラ等を申し込んだ市町村等に対し、12 月上旬に上限価格についての回答書を送付致します。必要事項を記入し、令和 5 年 1 月 10 日（火）までに返信をお願い致します。
- ロ) 回答書では、上限価格の設定の有無及び上限価格の記入、また一般競争入札で再商品化事業者が決まらない場合は、指名競争入札を行うため、次に示す事項をあらかじめ市町村等に選択していただくことになります。入札選定や上限価格の設定に関しては資料 16 をご参照ください。
- ① 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを協会に引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する。
 - ② 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する。
 - ③ 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する。

(11) 産廃プラの再商品化を委託する場合の注意事項

ア) 再生処理事業者に引き渡すべールのうち、産廃プラの重量分については、廃棄物処理法に基づいて再生処理事業者、運搬事業者に対してマニフェストを発行し、管理する必要があります。マニフェストの発行・管理については個別に環境省（※）までお問い合わせください。

詳細については「産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項」（資料 17）をご確認ください。

（※）【環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室 連絡先】TEL:03-5501-3153

(12) 本資料に記載された手続き等の運用に問題が生じた場合の調整

ア) 本資料に記載された手続き等の運用に問題が生じた場合は、本来は、市町村等及び協会で協議のうえ決定すべきですが、業務を効率化するために、日常的には、市町村等と再商品化事業者の間で調整していただき、調整が困難な場合のみ、協会が調整を行うことといたします。

(13) 環境省のプラスチック資源循環促進法関連資料について（ご参考）

各種資料が特設サイト（<https://plastic-circulation.env.go.jp/>）に掲載されております。併せてご確認ください。

① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について（令和 4 年 4 月 1 日付環境総発第 2204016 号環境省環境再生・資源循環局長通知）

<https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/sekotuchi.pdf>

② プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和 4 年 1 月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）

https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_bunbetsusyusyu.pdf

③ 再商品化計画の認定申請の手引き（令和 4 年 3 月）

https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei.pdf

以上

【今後のスケジュール】

令和4年度

	今後の主なスケジュール	製品プラ等特記事項
		※11月までに品質調査を実施し、その結果概要を申込締切までに当協会へ提出する(産廃プラを申込む場合は原則市町村等が排出事業者から引き取った量とする)。
10月	24日 令和5年度市町村等からの引き渡し・再商品化に関する申込書類発送	※市町村が負担するコストは以下の3つ ①容器包装リサイクル法に基づく小規模事業者分(再商品化実施委託単価) ②製品プラ等の処理コスト ③製品プラ等の処理に係る協会経費 ※①③は10月下旬に通知予定。
11月	1日～8日 市町村説明会 15日 市町村等からの申込締切(品質調査結果概要の提出)	※製品プラ等の処理コストは入札によって決まるが、市町村等は上限価格を設定できる。
12月	上旬 市町村等からの申込みに対して承諾書を発行 中旬 再商品化事業者向け入札説明会	
1月	12月下旬～1月中旬 入札期間 1月中旬～2月下旬 落札選定期間	※入札期間、落札事業者の通知の時期は変更の可能性あり。
2月	下旬 市町村等へ落札事業者の通知	②製品プラ等の処理コスト通知
3月	中旬 引き渡し・再商品化に関する具体的業務手順書類を発送 下旬 市町村等へ契約書の送付	

令和5年度

4月	4月中 契約締結(4月から引き渡し・再商品化の実施)	
5月	原則毎月5日に引き渡し実績量報告(産廃プラは原則市町村等が排出事業者から引き取った量)	
7月	5日(6月分の実績報告)の報告で第1四半期の数量が確定 下旬 第1四半期の請求書(容リ分・製品プラ等分)発送	
8月	下旬 第1四半期分の支払期限	
10月	初年度の4～9月に当協会で品質調査を実施 第3四半期(10～12月)の支払より協会が調査することで得られた組成比率を適用 (以下省略)	※2年度目は初年度に当協会が実施した品質調査の組成比率を適用する。

令和5年度「分別収集物の引き渡しに係る申込要領」

「プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）に規定する分別収集物（市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物）の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「協会」という。）に申込み市町村及び一部事務組合は、次の申込要領に従って、オンライン若しくは申込用紙の郵送によってお手続きください。

年度途中での申込みは受け付けませんのでご注意ください。

目 次

◆申込用紙の記入要領

1. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式1）	9
2. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式2）	10
3. 分別収集物の引き渡し申込書（申込量に関するチェックシート ・申込品目確認マトリックス表）	11
4. 分別収集物の引き渡し申込書（様式3－5）	11
【記入例】（様式3－5）、（チェックシート・マトリックス表）	17

◆申込用紙の記入要領

1. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式1）

※容器包装リサイクル法に基づく申込み（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイ）と共通の様式です。

協会に登録のある既存データに基づいて印字しています。正確に記載されているかどうかご確認のうえ、修正がある場合は、赤字で修正してください。また、空欄がある場合には、以下の要領で記入してください。なお、①、②・・・は各申込書に記載の番号と対応しています。

①作成日：本申込書の作成年月日を記入

②市町村又は組合コード：総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入

③市町村組合種別：次のとおり

「単独市町村」：自ら指定法人へ申込みを行う市町村。又は、どこの一部事務組合等にも分別収集を委任していない市町村

「代表市町村」：複数の他市町村を代表して、分別収集を行っている市町村

「一部事務組合」：一部事務組合、広域連合等に該当する地方公共団体

④市町村又は組合名：引き渡し申込みを行う市町村名又は組合名を記入

ただし、一部事務組合又は代表市町村が申込みの場合、「分別収集物の引き渡し申込書（申込量に関するチェックシート・申込品目確認マトリックス表）」に、構成する市町村の市町村コード及び市町村名を記入し、引き渡し申込みを行う品目に○印、申込みを行わない品目について×印を付ける

⑤所在地：資料の送付先を記入

⑥契約責任者：協会と契約関係書類を取り交わす際の契約者の「役職」及び「氏名」を記入

⑦担当者：協会と日常的に連絡を取り合える担当者の「部課室係」等を記入

※電話番号については、可能な限り、市役所等の代表電話番号ではなく、担当部署直通の電話番号をご記入ください。

⑧請求書送付先：協会からの請求書の送付先となる「住所」等を記入

2. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式2）

※容器包装リサイクル法に基づく申込み（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイ）と共通の様式です。

令和5年度の協会への引き渡しに使用する保管施設情報を記入してください。

協会に登録のある既存データに基づいて印字していますので、令和5年度に使用する保管施設が記載されているかどうかご確認のうえ、追加・修正がある場合は、赤字で修正してください。印字のない保管施設を新たに追加する場合は、印字していない様式2に以下の要領でご記入ください（用紙は適宜コピーしてご使用ください）。

- ①市町村又は組合コード：総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入
- ②市町村又は組合名：引き渡し申込みを行う市町村名又は組合名を記入
- ③ページ番号：複数枚の時に記入
- ④引き渡しの有無：引き渡しを希望する場合には○を、引き渡しを希望しない場合には×を記入（空欄不可）
- ⑤引き渡しを行う素材：当該保管施設において引き渡しを行う素材全てにチェックを付ける。
1つの保管施設から複数の素材を引き渡す場合には、引き渡しを行う素材全てにチェックを付けること。
ただし、同じ保管施設で「容リプラ」と「プラ法32条」の両方をチェックしないこと。同じ保管施設で「容リプラ」と「プラ法32条」を引き渡す場合は、保管施設を分けて記入すること（下記の⑥⑦を参照）。
- ⑥⑦保管施設名、住所等：保管施設ごとに「保管施設名」、「住所」、「カナ」等を記入
【「容リプラ」「プラ法32条」を申込むにあたっての注意事項】
(1)保管施設が変わらず期中で引き渡し素材が「容リプラ」から「プラ法32条」に変更となる場合は、「容リプラ」と「プラ法32条」の保管施設に分けて記入し、保管施設名の最後に①②等を付けること。なお、保管施設を分けた場合、「容リプラ」の保管施設は様式3-4、「プラ法32条」の保管施設は様式3-5の提出が必要となる。

<例>「容リプラ」の保管施設が期中で引き渡し素材を「プラ法32条」に変更した場合
(同一の保管施設)

「容リプラ」の保管施設 ○○ストックヤード① (様式3-4を提出) (※)

「プラ法32条」の保管施設 ○○ストックヤード② (様式3-5を提出)

(※) 様式3-4の「特記事項」には必ず引き渡し終了時期(「容リプラ」から「プラ法32条」に切り替わる時期)を記入してください。

(例) 9月で容リプラのみの引き渡しが終了、10月よりプラ法32条に基づく製品プラの一括回収開始のため、○○ストックヤード②で引き渡し

(2)「プラ法32条」を選択した場合で、保管施設が変わらず期中で引き渡し素材(容リプラ、製品プラ、産廃プラ)の内容が変更となる場合は、保管施設を分けて記入し、保管施設名の最後に①②等を付けること。なお、保管施設を分けた場合、引き渡し素材の組合せに応じて様式3-5の提出がそれぞれ必要となる。

<例>容リプラと製品プラの保管施設が期中で引き渡し素材を容リプラ、製品プラ、産廃プラに変更する場合(同一の保管施設)

「プラ法32条」で容リプラと製品プラの保管施設

△△ストックヤード① (容リプラと製品プラの様式3-5を提出)

「プラ法32条」で容リプラと製品プラと産廃プラの保管施設

△△ストックヤード② (容リプラと製品プラと産廃プラの様式3-5を提出)

【注意】保管施設の名称や住所等は、本年8月から10月にかけて環境省が都道府県を通じて実施した保管施設指定意向調査に記載したものと同一内容を記入してください。
保管施設指定意向調査で届出のない保管施設からの引き取りはできません。また、今回の申込み以降、やむを得ず環境省に対して保管施設の変更（仮登録→登録を含む。）の届け出を行った場合は、早急に当協会に対してもお知らせください。

3. 分別収集物の引き渡し申込書（申込量に関するチェックシート・申込品目確認マトリックス表）

【32条に基づく申込みに係るすべての市町村等が提出する必要があります。】

※本様式は、プラスチック資源循環促進法第32条に基づく申込み専用です。容器包装リサイクル法に基づく申込み（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイ）がある場合は、本様式とは別にチェックシート、マトリックス表を提出していただく必要があります。

【チェックシート】以下の要領で記入してください。

- ①市町村又は組合コード：総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入
- ②市町村又は組合名：引き渡し申込みを行う市町村名又は組合名を記入
- ③④引き渡し申込みを行う全ての品目について、「③引き渡し調査量」、「④様式3-5に記入した引き渡し申込み量（※）」をkg単位で記入
（※）容リプラ、製品プラは様式3-5の「⑤容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※
下1桁四捨五入後」の数量、産廃プラは「⑥産廃プラ引き渡し申込量(kg)」を記入
- ⑤収集対象人口、⑥収集対象日数を記入のうえ、⑦排出原単位見込み（単位：g/人/日）の算出を行う
（（④/⑤/⑥×1,000）排出原単位見込み[g/人/日、小数点以下第2位で四捨五入]）

【注意】「⑥収集対象日数」＝分別収集の対象期間を記入する
（「協会への引き渡し開始希望日」からの日数ではありません。）

例）年間を通じて分別収集を行っている場合は →「365日」と記入
年度途中から分別収集を開始、又は年度途中で「容リプラ」から「プラ法32条」に変更となる場合
例えば9月1日から（9～3月の7か月間）の引き渡しの場合は
→「212日」と記入

- ③引き渡し調査量と④様式3-5に記入した引き渡し申込量に乖離（かいり）が見られる場合には、その理由を枠内の選択肢から選択し、⑧乖離の理由に番号を記入

【マトリックス表】以下の要領で記入してください。

本マトリックス表は、一部事務組合、又は市町村が複数の市町村を代表して申込む場合にご記入ください。市町村が単独で申込みを行う場合には、記入の必要はありません。

- ⑨一部事務組合又は代表市町村が構成する市町村の市町村コード及び市町村名を記入し、構成市町村ごとに、申込みを行う品目について○印、申込みを行わない品目について×印を記入（空欄不可）

4. 分別収集物の引き渡し申込書（様式3-5）

【32条に基づく申込みに係るすべての市町村等が提出する必要があります。】

※本様式は、プラスチック資源循環促進法に基づく申込み専用の様式です。容器包装リサイクル法に基づく申込み（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、

白色トレイ)がある場合は、本様式とは別に素材ごとの様式3を提出していただく必要があります。

様式3-5にご記載いただく申込み数量を踏まえ、締切後協会から各市町村・一部事務組合宛に素材別・保管施設別の「分別基準適合物の引き渡し申込承諾書」を発行します。
引き渡し申込締切後の撤回又は量の変更は認められておりませんので、ご注意ください。

【申込に関わる注意点】

- (1) 製品プラ等を協会に申し込む場合、原則、市町村による品質調査が必須となります。本様式含む申込書類一式の送付の際、参考資料①「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」を同封してください。
また、品質調査を実施せず、事前に環境省に相談し、承諾を得ている場合は、「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」の提出は不要です。申込締切までに「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」の提出がなく、また環境省の承諾もない場合は、申し込むことはできません。
- (2) 品質調査を実施した際の詳細データ、要領等を提出する必要はございませんが、「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」に不明な点があれば提出を求める場合があります。
- (3) 製品プラ等の落札単価については、市町村自ら入札の上限価格を設定することが可能です(容リプラの上限価格は設定できません)。
様式3-5で製品プラ等の上限価格の回答は不要です。申込のあった市町村に対し、12月上旬に上限価格についての回答書を送付いたします。必要事項を記入し、令和5年1月10日(火)(必着)までに送付をお願いいたします。

【記入要領】

様式3の太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申し込む場合には、コピーして使用すること。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

①市町村又は組合コード

総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入すること。

②市町村又は組合名

様式1、2に記入した市町村名又は組合名を記入すること。

③保管施設コード

協会記入欄となるため、記入は不要。

④保管施設名

様式2に記入した各保管施設の名称を記入すること。

⑤協会への引き渡し開始希望日

第1回目の引き渡し希望年月日(予定時期)を記入すること。

⑥担当者情報

分別収集物の収集品目やベールの引き取りについての詳細が分かる担当者を記入すること。ここに記載した担当者宛に入札予定の再商品化事業者より問い合わせが入る可能性がある(様式1の「⑦担当者」と異なっても可)。

⑦分別収集物区分

それぞれ該当する分別収集物のタイプにチェックを付けること。

⑧分別収集物の保管可能容量

立方メートル単位(小数点以下四捨五入)で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式1で申請した「対象物毎の保管可能容量(m³)」を参考に記入すること。

⑨トラックスケール

有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その最大秤量をt単位(小数点以下四捨五入)で記入すること。

⑩積み込み機材

有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その該当する種類についてもチェッ

クを付け、台数を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。

(例) ブルドーザー 1 台、5 t ホイスト 2 台

再商品化事業者が利用可能な積み込み機材のみを記入すること。

⑪ 積込時の制約条件

制約条件があれば、保管施設搬入口の高さ・幅等の制約条件を記入すること（40 文字以内）。

(例) 保管施設搬入口は一般道路に面しており長時間の駐車は困難。

⑫ ベールの種類（特徴）

それぞれ該当するベールの種類にチェックを付けること。

なお、下段の『⑦分別収集物区分』のプラスチックを分けてベールにしている」を選択し、なおかつ保管施設でベールが分かれる場合は、特記事項にその旨を記載すること。

(例) 本施設は容リプラのベールのみ保管、製品プラは〇〇保管施設で保管 等

⑬ ベール寸法・重量

ベール寸法は、整数 1 桁小数 1 桁、ベール重量は整数で記入すること。

⑭ バンドの種類

それぞれ該当するベールの種類にチェックを付けること。また、「その他」に該当する場合は、その内容を記入すること。

⑮ 引き渡し車輛

該当するものにチェックを付けること。「2. 10 トン車以外」にチェックした場合、引き渡し車輛の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

(例) 積み込み機材の都合により、4 トン車での引き渡しを希望

⑯ 引き渡し頻度

「年」、「月」、「週」のいずれかに必ずチェックを付け、更に引き渡し回数を記入すること。

⑰ 中間処理施設の設備

中間処理施設で使用している設備をチェックすること。なお、「手選別ライン」を「有」にチェックした場合は、「コンベア長さ（整数）」手選別人員（常時）」も記入すること。

⑱ リチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入防止対策

有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、具体的な対策について内容を記入すること（80 文字以内）。

(例) リチウムイオン電池及び電池が取り外せない小型家電は、危険品として分別収集している。また、中間処理施設においては磁力選別機を設置して電池類を除去している。

⑲ 収集しているプラスチックの内容がわかる情報

ホームページに啓発用のチラシやごみ分別辞典（50 音順）等に準じた情報を公開している場合は、URL を記入すること（URL は 3 つまで記入可能）。入札予定の再商品化事業者より、収集品目等に関する問い合わせが「⑦担当者情報」の連絡先宛に入った場合はできる限り正確な情報を提供すること。

⑳ 市町村による品質調査

「申込までに品質調査を実施済」か、「品質調査未実施だが、環境省より承諾された方法」のいずれかを選択すること。

「申込までに品質調査を実施済」に該当する場合は、品質調査方法について「協会の実施要領にて実施」、「独自の方法にて実施」のいずれか該当する□にチェックをつけ、「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」を必ず添付すること。

「品質調査未実施だが、環境省より承諾された方法」に該当する場合は「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」の添付は不要。

上記の他、引き渡しに関する注意事項があれば「特記事項」に記入すること。

また、

㉑ 容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計

容リプラと製品プラ引き渡し申込量の合計を記入すること。（1 kg 単位）

㉒ 負担区分

容リプラのみ該当し、□1. □2. のいずれかの□に必ずチェックをつけること。製品プラ、産廃プラには負担区分はなく、全量市町村負担となる。

【容リプラの引き渡し申込量に係る負担区分について】

●「特定事業者負担分と市町村負担分双方」

市町村が収集した容リプラについて、特定事業者負担分と市町村負担分の両方の引き渡しを申込むことです。引き渡し申込量の記入の際には、引き渡し申込量の全量をご記入ください。なお契約後、市町村負担分については、容リプラの引き渡し実績に応じた再商品化委託費用を、請求させていただきます。

●「特定事業者負担分のみ」

市町村が収集した容リプラのうち、特定事業者負担分のみ引き渡し申込みを行うことです。引き渡し申込量の記入の際には、〔申込要領－10〕の市町村負担比率を参考にいただき、特定事業者負担分のみの数量を算定してご記入ください。なお、市町村負担分は独自処理となります。

②③引き渡し申込組成比率(%)

「⑫バールの種類」でチェックした項目によって対応が異なる。

●「⑫バールの種類」で「どのバールにも『⑦分別収集物区分』のプラスチックが含まれている」をチェックした場合

・品質調査を実施済

「⑳市町村による品質調査」でチェックした方法で組成比率を算出してください。

「市町村による分別収集物バール品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された容リプラと製品プラの組成比率を、小数第一位の数値を四捨五入し、整数で記入してください。

(例)「市町村による分別収集物バール品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された組成比率が、容リプラ 80.6%、製品プラ 19.4%の場合は、容リプラ 81%、製品プラ 19%となります)

・品質調査を未実施

環境省から承諾された組成比率を記入してください（組成比率が小数がある場合は、小数第一位の数値を四捨五入し、整数で記入してください）。

●「⑫バールの種類」で「『⑦分別収集物区分』のプラスチックを分けてバールにしている」をチェックした場合

容リプラと製品プラのバールが別々となる場合は、以下の対応が必要となります。

- ・定められた品質調査方法で容リプラバール、製品プラバールそれぞれの容リプラ比率、製品プラ比率が算出されていること。
- ・引き渡す容リプラバール・製品プラバールの数量又は重量が管理されてること（実績に基づいた値で管理できることが望ましい。実績で管理できない場合は計画量でも可）。

また、協会は業務開始前に該当する市町村等に対し容リプラバール・製品プラバールの管理方法や数量又は重量の問い合わせを行います。

以降は、品質調査を実施済か、未実施かによって算出方法が異なります。

・品質調査を実施済

㍿「⑳市町村による品質調査」でチェックした方法で容リプラバール、製品プラバールの品質調査を実施し、それぞれのバールの容リプラ比率、製品プラ比率を算出する。

㍿㍿で算出した組成調査に、容リプラバール、製品プラバールの年間製造量（実績量又は計画量）を掛けて、容リプラバールに含まれる容リプラの量（A1）と製品プラの量（B1）、製品プラバールに含まれる容リプラの量（A2）と製品プラ（B2）の量を算出する。

㍿ 容リプラの合計量（A1 + A2）、製品プラの合計量（B1 + B2）から比率を算出し、小数第一位の数値を四捨五入し、整数で記入。

※㍿～㍿計算方法の詳細は次ページの図を参照してください。

図：ベールが別々となった場合の容リプラ比率、製品プラ比率の算出方法

イ) = ア) × ベールの年間製造量

	ア) 品質調査結果		ベールの年間製造量 (実績量又は計画量)(※)	イ) 容リプラ量と製品プラ量	
	容リプラ比率	製品プラ比率		容リプラ量	製品プラ量
容リプラベール	80%	20%	100 t	(A 1) 80 t	(B 1) 20 t
製品プラベール	10%	90%	20 t	(A 2) 2 t	(B 2) 18 t
合計			120 t	82 t	38 t

↓ 82 t と 38 t で比率を算出

(※) ベールの数量 (個数) の場合は、以下の計算式で算出してください。

ベールの年間製造個数 × ベールの平均重量

(ベールの平均重量については、容リプラ、製品プラ別々の値、又は容リプラ、製品プラ共通の値を用いること)

容リプラ比率	製品プラ比率
68.3%	31.7%

↓ 小数点第一位四捨五入

ウ)

容リプラ比率	製品プラ比率
68%	32%

・ 品質調査を未実施

環境省から承諾された組成比率を記入してください (組成比率が小数がある場合は、小数第一位の数値を四捨五入し、整数で記入してください)。

②④容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳 (kg) ※下 1 桁四捨五入前

「②④容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計 (kg)」に「②③引き渡し申込組成比率 (%)」を乗じた数値を記入すること。(1 kg 単位)

②⑤容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳 (kg) ※下 1 桁四捨五入後

「②④容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳 (kg) ※下 1 桁四捨五入前」の下 1 桁を四捨五入して 10 kg 単位で記入すること。

②⑥産廃プラ引き渡し申込量 (kg)

「⑦分別収集物区分」で中段の「容リプラと産廃プラを引き渡し (産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの)」又は下段の「容リプラと製品プラと産廃プラの引き渡し、又は容リプラと産廃プラを引き渡し (産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの)」を選択した場合、産廃プラの申込量を記入すること (10kg 単位)。上段の「容リプラと製品プラを引き渡し (産廃プラは含まない)」を選択した場合は、記入は不要。

②⑦当該保管施設の引き渡し申込量合計 (kg)

「②⑤容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳 (kg) ※下 1 桁四捨五入後」と「②⑥産廃プラ引き渡し申込量 (kg)」の合計量を記入すること。(10kg 単位)

【注意事項】

・ 以下の内容によって期中で組成比率の変更、又は月ごとの引き渡し量の変更が見込まれる場合は、その旨を特記事項に記入すること。

ア) 収集方法・内容等の変更

イ) 収集エリアの変更

ウ) 代表市町村、一部事務組合の構成市町村の変更

エ) ア)～ウ) 以外に組成比率や月ごとの引き渡し量に変更が見込まれる場合

(例) 4 月より製品プラ等の引き渡しを開始するが、1 2 月より収集品目拡大のため、製品プラの比率が当初の 20% から 30% となる見込み。また月の引き渡し量が 1.5 倍となる。

本件に該当する場合は、協会と市町村等で品質調査の実施及び組成比率の変更等の対応について協議する。なお、特記事項に記入がない場合は、期中において変更することは認められない。

- ・ 期中でプラ法 32 条の引き渡しから、プラ法 33 条認定計画に変更となり、協会への引き渡しを終了する場合、引き渡し終了時期を「特記事項」に記入すること。

(例) 1 月よりプラ法 33 条認定計画が開始されるため、引き渡しは 1 2 月まで。

以上

令和5年度「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づく分別収集物の引き渡し申込書(様式3-5)

下記を同意の上、分別収集物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 1.引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
- 2.正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和6年度において分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
- 3.引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和6年度及び令和7年度において、分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した分別収集物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
- 4.引き渡し申込みに係る分別収集物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で容リプラについては「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結、製品プラ等については「委託契約書」を締結します。

【申込みに関わる注意点】

- 1. 製品プラ等を協会に申込む場合、原則、市町村による品質調査が必須となります。本様式含む申込書類一式の送付の際、資料15の参考資料①「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」を同封してください。
また、品質調査を実施せず、事前に環境省に相談し、承諾を得ている場合は、「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」の提出は不要です。
申込締切までに「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」の提出がなく、また環境省の承諾もない場合は、申込むことはできません。
- 2. 品質調査を実施した際の詳細データ、要領等を提出する必要はございませんが、「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」に不明な点があれば提出を求める場合があります。
- 3. 年度途中で「容器包装リサイクル法」に基づく容リプラの引き渡しから、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づく分別収集物の引き渡しに変更する場合、
本様式の他に「プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-4)」の提出が必要になります。
- 4. 製品プラ等の落札単価については、市町村自ら入札の上限価格を設定することが可能です(容リプラの上限価格は設定できません)。
本様式で製品プラ等の上限価格の回答は不要です。申込みのあった市町村に対し、12月上旬に上限価格についての回答書を送付いたします。必要事項を記入し、令和5年1月10日(火)(必着)までに送付をお願いいたします。

※太枠内全てにご記入ください。複数の保管施設を申込む場合は、本紙をコピーしてお使いください。

17

①市町村又は組合コード	01001	②市町村又は組合名	容器リサイクル組合
③保管施設コード		④保管施設名	容器包装クリーンセンター
⑤協会への引き渡し開始希望日		令和	05年04月01日

注:実際に引き渡しを開始する予定日(例:令和5年4月1日)を記入してください。

⑥担当者情報	氏名	容器 太郎	電話番号	03-1234-5678	e-mail	abc@def.jp
--------	----	-------	------	--------------	--------	------------

注:分別収集物の収集品目やベールの引き取りについての詳細が分かる方を記入してください。入札予定の再商品化事業者より問い合わせが入る可能性があります。

⑦分別収集物区分	☐ 容リプラと製品プラを引き渡し(産廃プラは含まない)
	☐ 容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの)
	☒ 容リプラと製品プラと産廃プラの引き渡し、又は容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの)

保管施設	⑧分別収集物の保管可能容量(立方メートル)	⑨トラックスケール	☒ 1. 有 最大秤量: 30 t ☐ 2. 無	⑩積込時の制約条件 注:高さ、幅、駐車等に制約条件があれば記載してください(全角40文字以内)	保 管 施 設 入 口 は 一 般 道 路 に 面 し て お り 長 時 間 の 駐 車 は 困 難
	⑪積み込み機材 注:再商品化事業者が利用可能な積み込み機材のみを記入してください	☒ 1. 有 ☒ フォークリフト: 1 台 ☐ クランプ: 台 ☐ コンベア: 台 ☐ その他(全角20文字以内) 機材名・台数: ☐ 2. 無			

引き渡し条件	⑫バールの種類 (特徴) ☒ どのバールにも「⑦分別収集物区分」のプラスチックが含まれている(例としてバールの中にプラスチック製容器包装と製品プラスチックが混ざっている) ☐ 「⑦分別収集物区分」のプラスチックを分けてバールにしている(例としてプラスチック製容器包装のバールと製品プラスチックのバールを分けている) 注: 下段を選択し、なおかつ保管施設でバールが分かれる場合は、特記事項にその旨を記載してください(例:本施設は容リブラのバールのみ保管、製品ブラは〇〇保管施設で保管 等)																													
	⑬バール寸法・重量 $1.0\text{m} \times 1.0\text{m} \times 1.0\text{m}$ 250kg 注: 寸法は整数1桁小数1桁、重量は整数														⑭バンドの種類 ☒ PPバンド ☐ PPバンド+フィルム巻 ☐ PPひも ☐ スチールバンド ☐ 番線(鉄線) ☐ 番線(鉄線)+フィルム巻 ☐ フィルム巻き ☐ ネット巻き ☐ その他 ()															
	⑮引き渡し車両 ☐ 1. 10トン車 ☒ 2. 10トン車以外 (5 トン車) 注: トラックヤードに入る車両の確認です。道路の幅や保管可能容量の関係で「10トン車以外」を選択時には、実際のトン数を記入し、下の特記事項にその理由を記入してください。														⑯引き渡し頻度 ☐ 年 ☐ 月 ☒ 週 1 回程度 注: 回収車両の台数ではありません															
	⑰中間処理施設の設備 注: 中間処理施設で使用している設備をチェックしてください								破袋機		☒ 1. 有 ☐ 2. 無		手選別ライン 注: コンベア長さは整数で記入してください				☒ 1. 有 コンベア長さ: 8m 手選別人員(常時): 4 名 ☐ 2. 無								磁力選別機 ☒ 1. 有 ☐ 2. 無					
	⑱リチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入防止対策 ☒ 1. 有 ☐ 2. 無				具体的な対策 (全角80文字以内)		リ チ ウ ム イ オ ン 電 池 及 ビ 電 池 が 取 り 外 せ な い 小 型 家 電 は 、 危 険 品 と し て 分 別 収 集 し て い る 。 ま た 、 中 間 処 理 施 設 に お い て は 磁 力 選 別 機 を 設 置 し て 電 池 類 を 除 去 し て い る 。																							
	⑲収集しているプラスチックの内容がわかる情報 URL: $\text{https://www.youkihousou.01.co.jp/}$ URL: $\text{https://www.youkihousou.02.co.jp/}$ URL: 注: ホームページに啓発用のチラシやごみ分別辞典(50音順)等に準じた情報を公開している場合は、URLを記入してください(複数記入可) 注: 入札予定の再商品化事業者より、収集品目等に関する問い合わせが「⑥担当者情報」の連絡先宛に入った場合はできる限り正確な情報を提供してください。																													
	⑳市町村による品質調査 ☒ 申込までに品質調査を実施済 (「市町村による分別収集物バール品質評価記録書」を必ず添付してください) ☐ 協会の実施要領にて実施 ☒ 独自の方法にて実施 ☐ 品質調査未実施だが、環境省より承諾された方法 注: 品質調査を実施した際の詳細データ、要領等を提出する必要はございませんが、「市町村による分別収集物バール品質評価記録書」に不明点等があれば要領等の提出を求める場合があります。																													
特記事項 (80文字以内)	毎 週 金 曜 日 に 5 t 車 で の 引 き 渡 し を 希 望 (1 0 t 車 は 道 路 状 況 の 都 合 上 不 可 能)																													

【引き渡し申込量の記入方法】 下記の手順で作成してください

1. 「㉒容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計」を記入してください。(1kg単位)
2. 容リプラと製品プラの内訳と産廃プラ引き渡し申込量を記入してください。

「㉒負担区分」は□1. □2. のいずれかの□に必ずチェックを付けてください。製品プラ、産廃プラには負担区分はなく、全量市町村負担となります。

「㉓引き渡し申込組成比率(%)」は、「㉑市町村による品質調査」でチェックした方法で組成比率を算出してください。(品質調査を実施済の場合は「市町村による分別収集物べール品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された容リプラと製品プラの組成比率、未実施であれば環境省から承諾された組成比率)

組成比率は小数第一位の数値を四捨五入し、整数で記入してください。

(例:「市町村による分別収集物べール品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された組成比率が、容リプラ80.6%、製品プラ19.4%の場合は、容リプラ81%、製品プラ19%となります)

「㉔容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下1桁四捨五入前」は、「㉒容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計(kg)」に「㉓引き渡し申込組成比率(%)」を乗じた数値を記入してください。(1kg単位)

「㉕容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下1桁四捨五入後」は、「㉔容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下1桁四捨五入前」の下1桁を四捨五入して10kg単位で記入してください。

(例:14,055(kg)→14,060(kg))

「㉖産廃プラ引き渡し申込量(kg)」は「㉑分別収集区分」で中段の「容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの)」又は下段の「容リプラと製品プラと産廃プラの引き渡し、又は容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの)」を選択した場合、産廃プラの申込量を記入してください(10kg単位)。上段の「容リプラと製品プラを引き渡し(産廃プラは含まない)」を選択した場合は、記入は不要です。

3. 「㉕容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入後」と「㉖産廃プラ引き渡し申込量(kg)」の合計量を「㉑当該保管施設の引き渡し申込量合計(kg)」に記入してください。(10kg単位)

㉒容リプラと製品プラ 引き渡し申込量合計(kg)	2	0	2	6	1	0
-----------------------------	---	---	---	---	---	---

19

容 リ プラ と 製 品 プラ の 内 訳 と 申 込 量		容リプラ	製品プラ	産廃プラ
	㉒負担区分 注:□1. □2. のいずれかの□に必ずチェックを付けたうえで、 比率と量を記入してください。	☒ 1.特定事業者負担分 と市町村負担分双方 ☐ 2.特定事業者負担分のみ		
	㉓引き渡し申込組成比率(%)	81 %	19 %	
	㉔容リプラ、製品プラ 引き渡し申込量内訳(k g) ※下1桁四捨五入前	1 6 4 1 1 4	3 8 4 9 6	
	㉕容リプラ、製品プラ 引き渡し申込量内訳(k g) ※下1桁四捨五入後	1 6 4 1 1 0	3 8 5 0 0	
	㉖産廃プラ引き渡し申込量(k g)			1 0 3 0 0

㉑当該保管施設の引き渡し申込量合計(kg)	2	1	2	9	1	0
-----------------------	---	---	---	---	---	---

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、紙書面による申込みに対しては、紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。
(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

記入例

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和5年度分別収集物の引き渡し申込書(申込量に関するチェックシート・申込品目確認マトリックス表)

- ・本様式は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づく分別収集物を当協会に引き渡す場合に提出が必要となる資料です。
各項目をご記入の上、提出申し込み書類一式に同封してください(「容器包装リサイクル法」に基づく白色トレイ又はプラスチック製容器包装のみの申し込みの場合は記入不要です)。
・マトリックス表については、様式1の③「市町村組合種別」又はオンラインの「市町村基本情報入力」画面の「市町村組合種別」で「代表市町村」又は「一部事務組合」を選択した場合のみご記入ください(「単独市町村」の場合はマトリックス表の記入は不要です。チェックシートのみご記入ください)。

①市町村又は組合コード	0	1	0	0	1	②市町村又は組合名	容器リサイクル組合
-------------	---	---	---	---	---	-----------	-----------

【チェックシート】

⑧は「③引き渡し調査量」と「④引き渡し申込量」の間に大きな乖離がある場合は、
【「③引き渡し調査量」と「④引き渡し申込量」の乖離の理由】から当てはまる番号を記入してください。

	容リプラ	製品プラ	産廃プラ
③ 引き渡し調査量(6月実施)(kg)	170,000	40,000	10,000
④ 様式3-5に記入した引き渡し申込量(kg)	164,110	38,500	10,300
⑤ 収集対象人口(人) ※把握している最新公開データを記入してください	100,000	100,000	100,000
⑥ 収集対象日数 (分別収集の対象期間)	365	365	365
⑦ 排出原単位見込(④/⑤/⑥×1000)小数点第2位を四捨五入	4.50	1.05	0.28
⑧ 乖離の理由(下記枠内から当てはまる番号を全て記入)			

【「③引き渡し調査量」と「④引き渡し申込量」の乖離の理由】

- 1-1. 全域収集の予定であったがモデル地区のみでの収集に切替えたため
1-2. モデル地区のみでの収集を予定していたが、全域収集を行うことになったため
2-1. 収集物の一部又は全部を、指定法人以外の独自のルートにより処理することにしたため
2-2. 指定法人以外の独自のルートにより処理する予定であったが、指定法人ルートに切替えたため
3-1. 引き渡し開始の日程が、予定よりも遅くなったため
3-2. 引き渡し開始の日程が、予定よりも早くなったため
4. その他(具体的に記入(40文字以内):
()

【マトリックス表】

構成市町村ごとに、申込みを行う品目について○印、申込みを行わない品目について×印をご記入ください(空欄不可)。

	⑨市町村コード (構成市町村のコード)	市町村名	容リプラ	製品プラ	産廃プラ
1	01002	容器村	○	○	○
2	01003	リサイクル町	○	○	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

令和 5 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）

このガイドラインは、再商品化事業者が分別収集物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。令和 5 年度については、下記の基準を用います。

1) 引き取り形態

- ・圧縮されていること

「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ペーラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小さい製品の飛散対策が図られていることをいいます。

また、粉碎・溶融されたものは含めることができません。

2) ベールに求められる性状

- ・安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。
なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。
- ・衛生性：ベールから臭気の発生がないこと。
腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。
- ・バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること（かさ比重 0.25～0.35t/m³程度を目安としてください（※1））。
（※1）暫定的に従来水準（容りのみ）と同等に設定しています。今後、実態を踏まえて目安範囲を変更することがあります。
下記 3) の表の重量についても、同様とします。
- ・収集袋の破袋：分別収集に利用される収集袋（指定収集袋、市販のゴミ袋等）を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物が取り除かれていること。

3) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の 3 種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm) (※2)	重量 (kg)	結束材
①600×400×300	18～25	PP、PETバンド又はフィルム併用
②600×400×600	36～50	同上
③1,000×1,000×1,000	250～350	同上

（※2）寸法の 600×400mm、1,000×1,000mm はプレス金型の寸法を示します。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなります。

「推奨」ですから、ローリングタイプのベールを排除するものではありません。

番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

4) ベールの品質基準

分別収集物に含めてよいものとして、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室。以下「手引き」という。）の3. (2)に記載されている「原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物」とは、内部部品を含めて、ほとんどがプラスチックで構成されるものです。

なお、「手引き」3. (2)は、分別収集物に含めてもよいものの例であり、市区町村が必ず収集しなければならないものではありません。

「手引き」3. (2)に例示されていないプラスチック使用製品廃棄物であっても、原材料の全部又は大部分がプラスチックであれば分別収集物に含めることができます。

また、【含めてはいけないもの】(1)～(4)は「手引き」の内容と同一です。詳細は「手引き」を参照してください。

項目	基準	備考
「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」(令和4年環境省令第1号の「分別収集物の基準」に適合するもの	90%以上(重量比)	「手引き」の範囲内のもの
【含めてはいけないもの】		
(1)次に掲げるプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと ①プラスチック容器包装廃棄物（容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（*3）） ②プラスチック使用製品廃棄物（①を除く。）のうち、その原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの	付着または混入していないこと	
(2)汚れが付着しているプラスチック使用製品廃棄物	混入していないこと	食品残渣、生ごみ、土砂等が付着することにより汚れたものは含めることができません。（「手引き」2. (1)）
(3)他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているもの		（「手引き」2. (2)）
①ポリエチレンテレフタレート製の容器が廃棄物となったもの	混入していないこと	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、 ・飲料 ・しょうゆ ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

		告示第 3 号) 第 1 項各号に掲げる物品 2 であって、同告示第 2 号の規定 3 に適合するものを充填するための容器は含めることができません。(「手引き」 2. (2) ①)
②使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの (* 5)	混入していないこと	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (平成 24 年法律第 57 号) 第 2 条第 2 項に規定する使用済小型電子機器等は含めることができません。(「手引き」 2. (2) ②)
③一辺の長さが 50cm 以上のもの	混入していないこと	一辺の長さが 50cm を超えるものは含めることができません。ただし、長さが 50cm を超える P P バンド、ロープ等は、50cm 未満になるように切断し、リサイクル設備に絡まらないように束ねられている状態であれば含めることが可能です。雨合羽、レジャーシートは、広げると 50cm を超えるもののもであっても、50cm 未満になるように切断した状態になっていれば含めることが可能です。なお、市区町村が容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡す際に 50cm 未満 になっていれば、住民からの収集の段階で 50cm 以上のものであっても含めることは可能です。(「手引き」 2. (2) ③)
(4) 分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの		(「手引き」 2. (3))
①分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの ア) リチウムイオン蓄電池を使用する機器 (* 4) (* 5) イ) 分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの (* 5)	混入していないこと	以下のものは含めることができません。ア) 加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー等 イ) ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等 (「手引き」 2. (3) ①)
②人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの (* 5)	混入していないこと	点滴用器具 (輸液バック部分は除く。)、注射針、注射器等は含めることができません。(「手引き」 2. (3) ②)
③その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの ア) 刃物等 (* 5) イ) リサイクル設備に影響を与えるもの	混入していないこと	以下のものは含めることができません。ア) カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、ガラスの破片等、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの イ) まな板、擬木等の厚みのあるもの (厚さ 5mm 程度以上が目安)、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック。

		繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ）（「手引き」2. (3) ③）
(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物の廃プラスチック類（プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品廃棄物）	混入していないこと	ただし、当該廃棄物を含む引渡し申込を行っている場合は異物としない。

（※3）主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、

- ・飲料
- ・しょうゆ
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2号の規定に適合するものを充填するための容器を除きます。

（※4）近年、廃棄物の収集運搬やリサイクルの現場において、加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー等が原因と考えられる発火トラブルが増加しています。乾電池やその他の電池についても発火の可能性はありますが、特にリチウムイオン蓄電池は、中に燃えやすい液体が入っていることもあり、高い発火リスクがあります。実際にリサイクル工程の第一段階であるベール解砕機や破袋機の刃によって、リチウムイオン蓄電池が押し潰されて、発火する事故が起こっているため、リチウムイオン蓄電池を使用する機器が絶対に混入しないように住民に対してよく周知するとともに、選別を徹底してください。

（※5）「Ⅰ. 容器包装リサイクル法に定める分別基準適合物の引き取り品質ガイドライン」の「プラスチック製容器包装」で禁忌品に該当するもの。

以上

令和 4 年 10 月 24 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和 5 年度申込時におけるベール品質調査（組成調査）の実施について

1. 申込み初年度におけるベール品質調査（組成調査）（以下、「品質調査」という。）の実施の目的
「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」32条に基づき、協会に引き渡される分別収集物は、容リプラ、製品プラや産廃プラが混在したものとなります。

費用負担においては、分別収集物のうち、容リプラについては従来同様に特定事業者の負担と市町村の負担（令和 4 年度は特定事業者負担 99%、市町村負担 1%）となる一方、製品プラ、産廃プラの再商品化費用については、全額市町村の負担となります。

製品プラの費用は、製品プラの数量と再商品化事業者の入札によって決められた単価により決定しますが、分別収集物に混在する容リプラと製品プラの各数量を算出するためには、ベールに含まれる容リプラと製品プラの組成比率が必要となります。

協会と契約後の品質調査は協会で実施し、ベールに含まれる容リプラと製品プラの組成比率を明確にしますが、申込み初年度は協会と契約前のため、市町村は自ら品質調査を実施し、その結果をもとに協会に申込む必要があります。

原則、申込みまでの品質調査は必須としますが、何らかの理由で調査が実施できない場合は、環境省から発出された「R5 年度指定法人への引き渡し量申込時における品質調査が実施できない場合の対応方法について」（令和 4 年 9 月 26 日付事務連絡）をご参照ください。

なお、下記に品質調査の実施期限、手順等を記載しますので、ご熟読のうえ実施してください。

2. 市町村による品質調査実施の期限

協会の申込み（10 月下旬～11 月下旬）までに、市町村自ら品質調査を実施してください。

3. 市町村による品質調査実施の手順

（1）品質調査方法

下記の方法から選択してください。

①協会の「分別収集物のベールの品質評価方法」と同じ方法で実施

品質調査の方法については、参考資料③「分別収集物のベールの品質評価方法」（31 ページ）の内容を参考に実施してください（協会と契約後に実施する方法を記載しています）。

②独自の方法で実施

上記①以外の方法で品質調査を実施する場合を指します。

（2）品質調査の判定基準について

資料 14「令和 5 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」及び「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和 4 年 1 月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）を判定基準としてください。

また、参考資料③「分別収集物のベールの品質評価方法」（31 ページ）に判定基準の詳細を記載しておりますので、参考のうえ品質調査を実施してください。

（3）品質調査の記録について

参考資料①（29 ページ）の「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」（以下、「記録書」という。）に、品質調査の結果を記入してください。

「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」記入方法

【基礎情報】

調査日や実施場所、市町村名等を記入してください。

【調査方法】

上記（１）「品質調査方法」の調査方法を選択してください。

【ベールの形状】

申込む予定のベールの種類に合致した内容を選択してください。

（例）容リプラと製品プラと産廃プラを引き渡す予定

⇒②を選択してください

（例）容リプラと製品プラを申込み予定だが、容リプラと製品プラのベールを分けて引き渡す予定

⇒④を選択し、容リプラのベールと製品プラのベールでそれぞれベール品質調査を実施してください（別々に品質調査を実施するため記録書は２枚必要です）。

【品質調査結果】

評価対象重量を記入し、品質調査の結果、容リプラと製品プラ、異物の量を記入してください。

比率については、それぞれの項目の秤量値を評価対象重量で除して算出してください。

（例）容リプラが 45.00kg、評価対象重量が 60.00kg の場合

$45.00\text{kg} \div 60.00\text{kg} = \text{比率 } 75.00\%$ （容リプラ）

秤量値、比率は小数第３位を四捨五入して小数第２位まで記入してください。

【申込時における容リプラと製品プラの比率】

・計算式

＜容リプラの比率＞

$$\frac{\text{品質調査における容リプラの秤量値}}{\text{品質調査における容リプラ秤量値} + \text{製品プラの秤量値}} \times 100$$

＜製品プラの比率＞

$$\frac{\text{品質調査における製品プラの秤量値}}{\text{品質調査における容リプラ秤量値} + \text{製品プラの秤量値}} \times 100$$

上記の【品質調査結果】の中から容リプラと製品プラの秤量値を転記し、２つの項目を合計してください。

比率については、それぞれの項目の秤量値を合計の重量で除して算出してください。

（例）容リプラが 45.00kg、合計の重量が 56.00kg の場合

$45.00\text{kg} \div 56.00\text{kg} = \text{比率 } 80.36\%$ （容リプラ）

秤量値、比率は小数第３位を四捨五入して小数第２位まで記入してください。

ここで算出した比率が、申込み時における容リプラと製品プラの比率の根拠となります。

(4) 申込みまでに品質調査が実施できない場合の対応

原則、申込みまでの品質調査は必須としますが、何らかの理由で調査が実施できない場合は、環境省から発出された「R5 年度指定法人への引き渡し量申込時における品質調査が実施できない場合の対応方法について」（令和4年9月26日付事務連絡）をご参照ください。

4. 品質調査結果と申込書との関係

申込みの際、分別収集物の引き渡し申込書（様式3-5）と記録書を提出していただきます。

また、分別収集物の引き渡し申込書（様式3-5）には、記録書の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された組成比率を、小数第1位を四捨五入した数値を記入します。

（例）【申込時における容リプラと製品プラの比率】で、容リプラの組成比率が80.36%の場合
80.36%の小数第1位を四捨五入 ⇒ 申込書に「80%」と記入

なお、申込書に記載された組成比率、数量で協会は入札を実施し、再商品化事業者と契約します。

5. 契約以降の品質調査

契約以降は協会にて品質調査を実施いたします。（当面の間は上期1回、下期1回の年2回予定）

契約初年度は上期（4月～9月）までの間に実施し、その結果得られた容リプラと製品プラの組成比率に基づき、初年度の下期及び次年度の組成比率を改定する場合があります。次々年度以降は初年度下期及び次年度上期に実施した品質調査の平均値で改定する場合があります。

前記の内容は契約初年度の上期から引き渡しがあった場合となります。契約初年度の下期から引き渡し開始等によって組成比率の改定時期が変更となる場合があります。

なお、毎年契約が継続している最中であっても、期初又は期中で以下の変更により容リプラと製品プラの組成比率が変更する可能性がある場合は、協会と市町村等で品質調査の実施及び組成比率の変更等の対応について協議します。

- ① 収集方法・内容等の変更
- ② 収集エリアの変更
- ③ 代表市町村、一部事務組合の構成市町村の変更
- ④ ①～③以外に組成比率の変更が見込まれる場合

品質調査で得られた組成比率と契約時の組成比率の関係については、次ページをご確認ください。

以上

市町村等及び協会が実施する品質調査と契約時の組成比率との関係

パターン	品質調査実施時期と組成比率変更項目	契約前		契約初年度		契約2年度		契約3年度	
		市町村実施		上期	下期	上期	下期	上期	下期
①契約初年度の上期に引き渡しを開始された場合	品質調査実施	市町村実施		協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の組成比率	半年使用		初年度上期の結果を1年半使用		初年度下期と2年度上期の平均を1年使用			
	次年度申込時の組成比率	(10月～11月) 契約初年度の申込みは市町村が実施した結果を使用		(10月～11月) 契約2年度の申込みは初年度上期の組成比率を使用	(10月～11月) 契約3年度の申込みは初年度下期と2年度上期の平均を使用	(10月～11月) 契約4年度の申込みは2年度下期と3年度上期の平均を使用			
②契約初年度の下期に引き渡しを開始された場合	品質調査実施	市町村実施			協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の組成比率			市町村が実施した契約前の結果で1年半使用		2年度上期の結果を1年半使用			
	次年度申込時の組成比率	(10月～11月) 契約初年度の申込みは市町村が実施した結果を使用		(10月～11月) 契約2年度の申込みは市町村が実施した契約前の結果を使用	(10月～11月) 契約3年度の申込みは2年度上期の結果を使用	(10月～11月) 契約4年度の申込みは2年度下期と3年度上期の平均を使用			

※上期は4月～9月、下期は10月～3月

※②において、引き渡し頻度や量が少ない等の理由により、契約2年度の上期に引き渡しが無い場合は、契約初年度の下期に品質調査を実施する場合があります。

※毎年契約が継続している最中であっても、期初又は期中で容リプラと製品プラの組成比率が変更する可能性がある場合は、協会と市町村等で品質調査の実施及び組成比率の変更等の対応について協議します。

※品質調査の年間の回数は、変更となる可能性があります。

市町村による分別収集物べール品質評価記録書

参考資料①

【基礎情報】

調査実施日	令和	年	月	日
調査実施場所				
市町村又は組合コード		市町村又は組合名		
保管施設コード		保管施設名		
市町村又は組合の担当部署		担当者名		
担当者電話番号		担当者E-MAIL		

【調査方法】 該当する方法をチェックしてください。

①	☐	協会の「分別収集物のべールの品質評価方法」と同じ方法で実施
②	☐	独自の方法で実施

【べールの形状】 調査対象のべールをチェックしてください。

①	☐	分別収集物(容リプラ+製品プラが混ざった)べール
②	☐	分別収集物(容リプラ+製品プラ+産廃プラが混ざった)べール
③	☐	分別収集物(容リプラ+産廃プラが混ざった)べール
④	☐	収集したプラスチックを分別収集物の種類ごとに別々に分けたべール (④を選択した場合、本記録書で実施したべールの種類)
		☐ 容リプラ
		☐ 製品プラ
		☐ 産廃プラ

【品質調査結果】 秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力

評価項目(※1)	対象物	秤量値	比率
容リプラ	べールを解こんし、床に広げた評価サンプルから、製品プラと異物を除去した容リプラのみの重量	kg	%
製品プラ	べールを解こんし、床に広げた評価サンプルから、容リプラと異物を除去した製品プラのみの重量	kg	%
異物	協会が定める引取品質ガイドラインのうち、「含めてはいけないもの」に該当するもの	kg	%
評価対象重量		kg	%

【申込時における容リプラと製品プラの比率】 秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力

評価項目	秤量値の記入方法	比率の記入方法	秤量値	比率(※2)
容リプラ	【品質評価結果】の「容リプラ」の秤量値を記入	容リプラ/合計	kg	%
製品プラ	【品質評価結果】の「製品プラ」の秤量値を記入	製品プラ/合計	kg	%
合計	「容リプラ」の秤量値と「製品プラ」の秤量値を合計する		kg	

(※)ここに記入した容リプラと製品プラの比率が、申込書の様式3-5に記入する「引き渡し申込み比率(%)」の基礎となります。

小数第1位の数値を四捨五入した比率を様式3-5に記入してください。

市町村による分別収集物ベール品質評価記録書

参考資料②

【基礎情報】

調査実施日	令和 ▲ 年 ▲ 月 ▲ 日		
調査実施場所	容器包装リサイクルプラザ		
市町村又は組合コード	01001	市町村又は組合名	容器リサイクル組合
保管施設コード	01	保管施設名	容器包装リサイクルプラザ
市町村又は組合の担当部署	リサイクル部	担当者名	容器 太郎
担当者電話番号	03-3456-7890	担当者E-MAIL	abc@def.jp

【調査方法】 該当する方法をチェックしてください。

①	☒	協会の「分別収集物のベールの品質評価方法」と同じ方法で実施
②	☐	独自の方法で実施

【ベールの形状】 調査対象のベールをチェックしてください。

①	☒	分別収集物(容リプラ+製品プラが混ざった)ベール
②	☐	分別収集物(容リプラ+製品プラ+産廃プラが混ざった)ベール
③	☐	分別収集物(容リプラ+産廃プラが混ざった)ベール
④	☐	収集したプラスチックを分別収集物の種類ごとに別々に分けたベール (④を選択した場合、本記録書で実施したベールの種類)
		☐ 容リプラ
		☐ 製品プラ
		☐ 産廃プラ

【品質調査結果】 秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力

評価項目(※1)	対象物	秤量値	比率
容リプラ	ベールを解こんし、床に広げた評価サンプルから、製品プラと異物を除去した容リプラのみの重量	45.00 kg	75.00 %
製品プラ	ベールを解こんし、床に広げた評価サンプルから、容リプラと異物を除去した製品プラのみの重量	11.00 kg	18.33 %
異物	協会が定める引取品質ガイドラインのうち、「含めてはいけないもの」に該当するもの	4.00 kg	6.67 %
評価対象重量		60.00 kg	100.00 %

【申込時における容リプラと製品プラの比率】 秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力

評価項目	秤量値の記入方法	比率の記入方法	秤量値	比率(※2)
容リプラ	【品質評価結果】の「容リプラ」の秤量値を記入	容リプラ/合計	45.00 kg	80.36 %
製品プラ	【品質評価結果】の「製品プラ」の秤量値を記入	製品プラ/合計	11.00 kg	19.64 %
合計	「容リプラ」の秤量値と「製品プラ」の秤量値を合計する		56.00 kg	

(※)ここに記入した容リプラと製品プラの比率が、申込書の様式3-5に記入する「引き渡し申込み比率(%)」の基礎となります。

小数第1位の数値を四捨五入した比率を様式3-5に記入してください。

本資料は、申込みまでに市町村等による品質調査を実施していただくにあたり、当協会の品質調査の手順や評価方法を記載した資料になります。本資料を参考に品質調査を実施してください。

参考資料③

制定：令和4年6月20日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

分別収集物のべールの品質評価方法

1. はじめに

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）32条に基づき、当協会が市町村から再商品化の委託を受けた分別収集物の再商品化を円滑に推進するためには、市町村から協会に引き渡される分別収集物のべールの品質向上が必要となります。

市町村から引き渡されるべールの品質基準への適合性について評価、ランク付けを行うため、また、べール品質の向上を促すとともに、適正な再商品化、再商品化製品の利用促進に寄与することを目的に、当協会では「品質調査」を実施します。

また、品質調査結果から分別収集物における容リプラと製品プラの組成比率を算出し、必要に応じて、委託契約書に記載した容リプラと製品プラの組成比率を補正するための根拠として用います。

調査の手順や評価方法について、以下に記します。

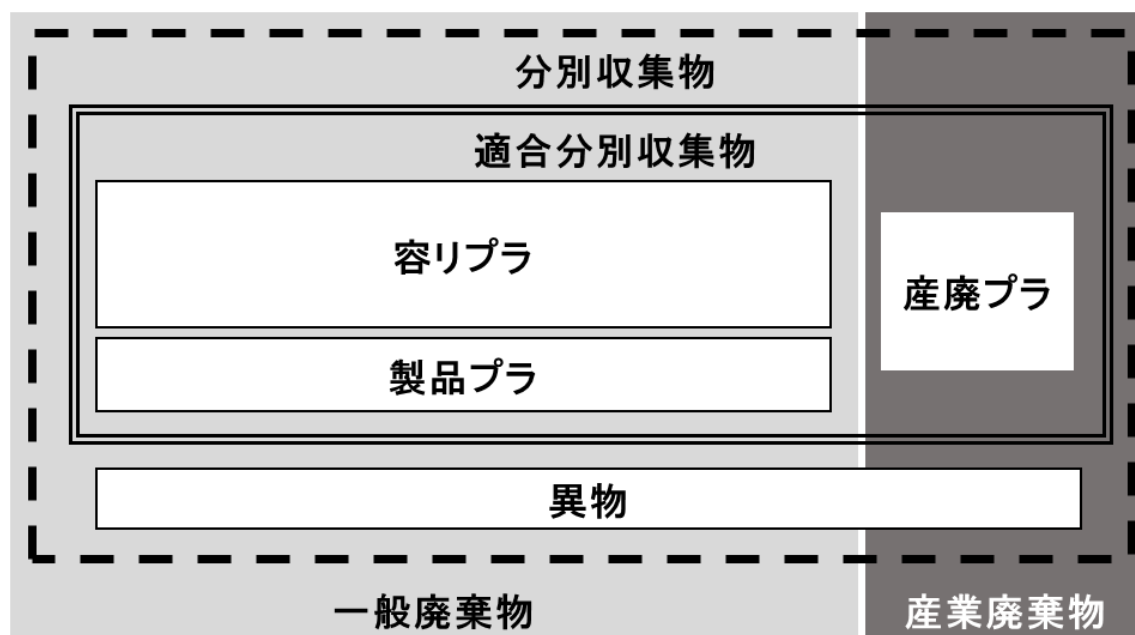
【用語の定義】

用語	定義
プラスチック使用製品	プラスチックが使用されている製品
使用済プラスチック使用製品	一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたプラスチック使用製品であって、放射性物質によって汚染されていないもの
プラスチック使用製品廃棄物	使用済プラスチック使用製品が廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物になったもの
分別収集	市区町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別して収集すること
分別収集物	分別収集により得られるものをいい、指定法人（当協会）にその再商品化を委託する場合（法第32条及び第36条関係）は、環境省令で定める基準に適合するものに限る
容リプラ	プラスチック容器包装廃棄物 容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（飲料、しょうゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったものを除く。）
製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限る。）
産廃プラ	プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるもの。容リ法における分別基準適合物のべール品質調査では「事業系プラスチック」を指す

用語	定義
異物	分別収集物のうち、容リプラ、製品プラ、産廃プラ（※1）に該当しないもの
ベール	分別収集物を一般的な圧縮機（ベラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小さい製品の飛散対策が図られているもの
適合分別収集物	「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（令和 4 年環境省令第 1 号。以下、「省令」という。）の「分別収集物の基準」及び当協会が定める「市町村からの引き取り品質ガイドライン」を満たし、ベール品質調査において容リプラ、製品プラ、産廃プラ（※1）に該当するもの
手引き	「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）

（※1）産廃プラを当協会に申し込まない市町村は、産廃プラは異物に含まれる。

【品質評価における各用語のイメージ】



2. 評価対象及び評価の実施

（1）評価対象

- ・全ての指定保管施設の分別収集物のベールを対象とする。
- ・ベールの種類ごとに評価を実施する。

ア．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ）が混ざっているベール」

イ．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」

ウ．「分別収集物（容リプラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」

エ．「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」が別々のベール（※2）

（※2）エ．は、ア．イ．又はウ．の申込みであるが、1つのベールに「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」が混ざっておらず、別々のベールとなる場合

なお、品質調査時に使用する「分別収集物ベール品質評価記録書」は上記（１）のベールの種類によって２種類存在する。

- ・ア．又はエ．の場合（「産廃プラ」を含まない申込み）

⇒様式１（容リプラ、製品プラ用）

- ・イ．ウ．又はエ．の場合（「産廃プラ」を含む申込み）

⇒様式２（容リプラ、製品プラ、産廃プラ用）

（２）実施者

- ・作業は再生処理事業者主体で実施する。
- ・協会が業務委託する品質調査委託先（以下、「協会委託先」という。）の品質調査員が立会う。

（３）評価者

- ・協会委託先の品質調査員（以下、「品質調査員」という。）が評価する。

（４）実施場所

- ・再生処理事業者の再生処理工場で実施する。

（５）調査の種類と実施時期

- ・通常調査

年１回以上実施する通常の調査。当面の間、上半期（４～９月）に１回、下半期（１０～３月）に各１回実施する。

- ・再調査

通常調査にて、適合分別収集物の比率評価或いは破袋度評価がＤランクであった場合、再調査を実施することがある（６．「判定結果への対応」の(2)-(3)「Ｄランク判定の場合」を参照）。再調査の実施は協会が判断する。

- ・特別調査

ベール品質調査を実施する日の情報漏洩に関する不適正行為通報や、協会から品質改善を要求するも、改善が見られず、協会が必要と判断した場合等に「特別調査」を実施する（【特別調査の実施と判定結果への対応】を参照）。随時。

（６）品質調査スケジュール管理

- ・協会委託先が再生処理事業者と調整し、品質調査スケジュール案を協会に提示する。
- ・協会（プラスチック容器事業部）の了承後、品質調査を開始する。

（７）市町村又は一部事務組合（以下、「市町村」という。）の立会い

- ・市町村担当者の立会いは任意とし、再調査時は要請することとする。
- ・中間処理施設（民間委託先を含む。）の担当者の立会いも可とする。
- ・協会委託先より、品質調査実施の２週間前に実施日を通知する。

（８）評価記録の提出先及び保管

- ・品質評価記録書を、再生処理事業者及び品質調査員が相互に記録し、照合する。
- ・品質調査員及び再生処理事業者は、相互確認のため、以下の写真を撮影する。

① ベールの保管状況

② 選択したベールの全景

③ ベールを解体し、床に広げた状態

④ 適合分別収集物のうち、製品プラを分別して集めた状態

⑤ 異物（適合分別収集物以外のもの）が種類ごとに分別された状態

⑥ 禁忌品（異物のうち、使用済小型電子機器等、リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、火災のおそれのあるもの、医療系廃棄物、刃物等）

・再生処理事業者は、品質調査の結果を「分別収集物ベール品質評価記録書」に記入する。

・「分別収集物ベール品質評価記録書」の内容を再生処理事業者及び品質調査員が相互に確認する。

・相互に確認した「分別収集物ベール品質評価記録書」を正とし、品質調査員は協会へ報告する。

なお、品質調査結果の確認のため、再生処理事業者は相互に確認した「分別収集物ベール品質評価記録書」をPDFファイルで協会委託先宛にメール送信する。

・市町村への品質調査結果の連絡（分別収集物ベール品質評価記録書、写真等）は、協会委託先が実施する。

（９）記録の開示

この評価結果を、品質調査実施者は協会の許可なく、当該市町村以外の者に開示してはならない。協会は、保管施設ごとの調査結果をホームページで公表する。

３．調査対象ベールの保管

（１）取り置きベール数

公正性の意味から、原則として調査対象の市町村の取り置きベール数は、大ベール４個以上、中・小ベール１０個以上とする（ただし１０kg未満の小ベールは、１００kgを超える必要個数、或いは全量を取り置く）。再生処理事業者の諸事情により確保が困難であると判断された場合は、事前に品質調査委託先へ申し出ることにより確保数の調整を可能とする。

【ベールの寸法、重量の目安】

名称	寸法（mm）	重量（kg）
小ベール	600×400×300	18～25
中ベール	600×400×600	36～50
大ベール	1,000×1,000×1,000	250～350

（２）ベール入荷日

調査実施日の４週間前に入荷したベールを調査対象とする（原則として異なる日付のベールであること）。ただし、通知日の３週間前に入荷が確定している場合は、事前に品質調査委託先に連絡し、調査対象ベールとする。

なお、事前に協会が了承している場合は、この限りではなく調査を実施する。

（３）保管場所

指定可燃物貯蔵届出書にて届出されている屋内スペースに保管する。やむを得ず屋外に保管する場合には、小容器類の飛散防止対策及び雨水対策をすること。

（４）保管状況

品質調査員は調査当日に取り置きされているベールの中から、無作為に必要個数をサンプリングする。無作為にサンプリングできるように、他の市町村ベールとの間隔を空けること。

(5) ベール重量の事前測定

調査時間短縮のため、大ベールのみ、4個分のベール重量を事前に測定し、ベールに表示する。中・小ベールについては調査時に測定するため、事前測定は不要。

(6) 対象ベールの明示

対象ベールの市町村名、保管施設名、入荷数量・個数、保管数量・個数、入荷日、ベール重量（大ベールのみ）、の看板等により明示する。

(7) 調査対象ベールの区分け

引取り対象市町村が複数あり、その保管施設が同一の場合であっても、市町村ごとのベールの区分けを明確にすること。

(8) 調査対象ベールからのサンプルの切り取り

- ・サンプル表面にベール圧縮時やその後の外部環境により汚れが見られる場合は、ベール圧縮方向外側の表面部分を取り除き、内側から切り取る。
- ・サンプル表面にベール圧縮時やその後の外部環境により汚れが見られない場合は、表面部分をサンプル対象とする。

4. 評価項目と評価方法

(1) 評価手順（「分別収集物ベール品質評価記録書」への記録事項）

- ①対象となるベールの種類、重量、結束材・こん包状態の種類を「分別収集物ベール品質評価記録書」に記録する。
 - ②ベールから調査対象のサンプル 60～80kg を切り出し、未破袋の個数を記録する（(3)「破袋度評価」を参照）。
 - ③容リプラ、製品プラ、産廃プラ（※3）、異物（※4）を選別する（異物の判定は(5)「異物の判定基準」を参照）。
 - ④製品プラ、産廃プラ（※3）、異物（※4）は項目ごとに重量を計測する。
 - ⑤調査対象の重量から製品プラ、産廃プラ（※3）、異物（※4）の重量を差し引いて、容リプラの重量を算出する。
 - ⑥記録した重量をもとに、「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」の評価を行う。
 - ⑦禁忌品については、混入の有無、個数、品名等を記録する。
 - ⑧適合分別収集物となった容リプラと製品プラの合計重量から、容リプラと製品プラの組成比率を算出する。
- （※3）(5) ⑩に該当する、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出されることが判別できるものに限る
- （※4）産廃プラを当協会に申込まない市町村は、産廃プラは異物に含まれる

(2) 評価数量、ベールの種類、重量、結束材・こん包状態の確認

①評価数量

- ・大ベールは、あらかじめ保管してあるベールのうち、2個を使用する。
- ・小ベールは、あらかじめ保管してあるベールのうち、60kg を超える必要個数を使用する。

②ベールの種類の確認

- ・市町村の申込み内容により引き渡されるベールの組成が数種類になることを踏まえた品質調査を実施する観点から下記のいずれに該当するかを確認して記録する。
- ・全ての指定保管施設の分別収集物のベールを対象とする。
- ・ベールの種類ごとに評価を実施する。

ア．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ）が混ざっているベール」

イ．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」

ウ．「分別収集物（容リプラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」

エ．「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」が別々のベール（※4）

（※4）エ．は、ア．イ．又はウ．の申込みであるが、1つのベールに「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」が混ざっておらず、別々のベールとなる場合

なお、品質調査時に使用する「分別収集物ベール品質評価記録書」は上記（1）のベールの種類によって2種類存在する。

- ・ア．又はエ．の場合（「産廃プラ」を含まない申込み）
⇒様式1（容リプラ、製品プラ用）
- ・イ．ウ．又はエ．の場合（「産廃プラ」を含む申込み）
⇒様式2（容リプラ、製品プラ、産廃プラ用）

③ベール重量測定

- ・保管しているベールの重量を計量し、kg単位整数で記録する。

④こん包状態の確認（ベールの結束材・バンド種類等）

- ・切り取りサンプル用に選択したベールを使用する。
- ・ベールが結束材によって結束されている場合、結束材の種類（結束材と併せてフィルム等の包装材も使用されている場合は、包装材の種類等を含む。）、見掛けのバンド本数を記録する。
- ・ベールがフィルム等によってこん包され、結束材が使用されていない場合は、種類記録欄には「フィルム巻き」等と記録し、本数の記録欄には「0」を記録する。

（3）破袋度評価

①引き取り品質ガイドライン記載内容

- ・ベールに求められる性状として収集袋の破袋がある。
- ・分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物が取り除かれていることが求められる。

②サンプル

- ・評価対象とする2個のベールから、1個30kg以上ずつ取り出し重量を測定（kg単位小数第2位まで記録）し、サンプル合計が60kg～80kgとなるように床に広げる。
※2個から取り出したサンプル重量を評価対象重量とする
※1個20kg未満の小ベールは、合計60kg～80kgとなるように4個以上をサンプルとする

③評価方法

- ・収集袋、市販のごみ袋が破袋されずにベール化されている状態を見る。
- ・未破袋の袋個数を数え、その数を評価対象重量で割り込んだ（個数/kg）値を算出する。

$$\text{未破袋の袋個数(個)} \div \text{評価対象重量(kg)} = \text{未破袋の袋混入率(個/kg)}$$

※小数第2位以下を切り捨て

未破袋の袋混入率 (個/kg)	評価ランク
0.2 未満	A ランク
0.2 以上 0.4 未満	B ランク
0.4 以上	D ランク

注) 未破袋の中身は全て取り出し異物の判定を行う。

④未破袋の判定基準

ア. 未破袋とは、こぶし大程度の大きさ以上で、次の状態をいう。

- ・袋に裂け目が無く袋の口が閉じられ、袋内の内容物が容易に確認できないもの
- ・袋に裂け目が有っても中身が残っているもの（袋の口が閉じられていないものも、裂け目が有ると見なされる）
- ・指定収集袋及び市販のごみ袋が未破袋の状態であった場合、裂け目の有無にかかわらず、未破袋の中から小袋が出てきた場合は、小袋も未破袋と見なす

【未破袋とは見なさない事例】

イ. 袋の内容物が容易に確認できる下記の事例は、未破袋とは見なさない。

- ・PETボトルのキャップだけが袋に入れていると容易に判別できる場合
- ・菓の包装材だけが袋に入れていると容易に判別できる場合
- ・コンビニ弁当などの容器が1個程度袋に包まれている場合
- ・上記のほかに一目で袋の内容物が確認できる場合

(4) 適合分別収集物の比率評価

①適合分別収集物の比率基準

分別収集物のうち、適合分別収集物が90%以上（重量比）であることが求められる。

②サンプル

- ・破袋度評価に使用した、床に広げた状態の60kg～80kgのサンプルを評価する。
- ・破袋度評価において未破袋と判定された袋も、破袋し、中身を取り出して評価する。

③評価方法

- ・重量は上記の60kg～80kg（kg単位小数第2位まで記録）とする。
- ・適合分別収集物以外の異物（①原材料の全部又は大部分がプラスチックでない製品プラ、②汚れの付着している容リプラ、製品プラ、③容リ法でPETボトルに分類されるPETボトル
④使用済み小型電子機器等、⑤1辺が50cm以上の「原材料の全部又は大部分がプラスチックである製品プラ」、⑥a)リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、⑥b) ⑥a)以外の火災のおそれのあるもの、⑦医療系廃棄物、⑧a)刃物等、⑧b)再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの、⑧c)再商品化製品の品質を大きく低下させる又は残さ発生量が多いと懸念されるもの、⑨他素材の容器包装、⑩産廃プラ（※5）、⑪プラスチック副産物、⑫上記以外の異物）を取り出し、それぞれの重量をkg単位（小数点以下2桁まで記録）で測定する。

（※5）産廃プラを当協会に申し込む市町村は、産廃プラは異物に含まれない

- ・評価対象重量から異物の総重量を差し引き、適合分別収集物の重量を算出する。

$$(\text{評価対象重量} - \text{異物合計重量}) (\text{kg}) \div \text{評価対象重量} (\text{kg}) \times 100 = \text{適合分別収集物比率} (\%)$$

※小数第3位を四捨五入

適合分別収集物比率	評価ランク
90%以上	Aランク
85%以上 90%未満	Bランク
85%未満	Dランク

(5) 異物の判定基準

①原材料の全部又は大部分がプラスチックでない製品プラ

省令の範囲外で、なおかつ「内部部品を含めてほとんどがプラスチックで構成される」品目でない製品プラ。製品プラに含めてよいものは手引きの3.(2)「原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物(第3号口関係)」を参照のこと。

②汚れの付着している容リプラ、製品プラ

分別収集物が中身等の付着でべとついている、又は、複数の分別収集物が中身等により固まっている状態の分別収集物、土砂や油分等、カビ等汚れの付着した分別収集物。「分別収集物ベール品質評価記録書」容リプラと製品プラに分けて記入する。

③容リ法でPETボトルに分類されるPETボトル

a. PET製の容器(ボトル)のラベル又はボトル本体に下記の識別表示(PETリサイクルマーク)が表示又は刻印されている容器を、PET区分の容器とする。



識別表示(PETリサイクルマーク)が表示されているPETボトルは「指定PETボトル」と呼ばれ、省令で以下の中身が入ったPETボトルに限定されている。

「清涼飲料、果汁飲料、酒類(みりんを含む)、乳飲料等、しょうゆ、しょうゆ加工品(めんつゆ等)、アルコール発酵調味料(料理酒を含む)、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイルドレッシング等)」

b. ラベルが剥がれた状態のPET製の容器

・清涼飲料用等のPETボトルは、キャップ部、ボトル側面等に賞味期限が表示されている場合がある。そのため、賞味期限表示がある場合はPET区分の容器とする。

(参考: しょうゆ等調味料の場合、賞味期限はラベルに表示されている。)

c. 上記に該当しない容器は全てプラスチック容器包装廃棄物とする。

④使用済小型電子機器等

・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第2条2項に規定する使用済小型電子機器等。使用済小型電子機器等に該当するものは、手引きの2.(2)②「使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの(第4号口関係)」を参照のこと。

⑤一辺が50cm以上の「原材料の全部又は大部分がプラスチックである製品プラ」

ただし、長さが50cmを超える場合は、50cm未満になるように切断し、束ねられている状態であれば適

合分別収集物とみなす。

⑥分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの

a) リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品

加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー等

b) ⑥a) 以外の火災のおそれのあるもの

ガライター（液体燃料が空の場合も該当する。）、ガスボンベ及びスプレー缶（穴開けされている又は潰されている場合は「他素材の容器包装」に区分する。）、電池等

⑦医療系廃棄物

注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針（輸液パック部分は除く。）

注）点滴セットのチューブに針が付いていても付いていなくても、医療系廃棄物とする。

⑧再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの

a) 刃物等

刃物、カミソリ、釘、鋸、ガラスの破片等怪我をする危険性のあるもの

b) 再商品化設備を損傷するおそれのあるもの

まな板、擬木等の厚みのあるもの（厚さ 5mm 程度以上が目安）、ロープ、ひも等、機械設備の回転軸や駆動部に絡まるおそれのあるもの

c) 再商品化製品の品質を大きく低下させる又は残さ発生量が多いと懸念されるもの

- ・炭素繊維、ガラス繊維等で強化されたプラスチック、電子基板等の不溶不融の熱硬化性樹脂製品。
- ・繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの
（靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ等）
- ・鋳物等の他素材を大量に含むプラスチック使用製品（「プラ」マークのある容器包装は除く。）

⑨他素材の容器包装

缶、ガラスびん、紙製の容器包装、ダンボール等

⑩産廃プラ（産廃プラを当協会に申込みのある市町村は、産廃プラは異物に含まれない。）

- ・一般家庭からではなく、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出される容リプラ。「給食用」「保有米」の表示のあるコメ袋、農業用の肥料や農薬などの容器等
- ・一般家庭からではなく、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出される製品プラ

⑪プラスチック副産物

製品の製造、加工、修理又はその他の事業活動に伴い、副次的に得られる物質であって、放射性物質によって汚染されていないもの

⑫その他の異物

容器包装以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物やプラスチック使用製品廃棄物であるが容リプラか製品プラかの判断ができないもの

（6）禁忌品の有無評価

- ・上記 3. ④使用済小型電子機器等、⑥a) リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、⑥b) ⑥a) 以外の火災のおそれのあるもの、⑦医療系廃棄物、⑧a) 刃物等が該当する。

5. 評価結果のランク判定

「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」について、それぞれ評価した結果を品質評価記録書に記録し、評価表の結果を該当評価項目ごとにチェックすることにより、A、B、Dランクを判定する。

判定は、「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」ごとにランク判定を行う。

(1) 「破袋度評価」のランク判定

- ・ Aランク：0.2 個/kg 未満
- ・ Bランク：0.2 個/kg 以上、0.4 個/kg 未満
- ・ Dランク：0.4 個/kg 以上

(2) 「適合分別収集物の比率評価」のランク判定

- ・ Aランク：90%以上
- ・ Bランク：85%以上、90%未満
- ・ Dランク：85%未満

(3) 「禁忌品の有無評価」のランク判定

- ・ 危険品と医療系廃棄物の混入がなければAランク、いずれかあればDランク

6. 判定結果への対応

(1) 「破袋度評価」のランク判定

① Aランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いする。

② Bランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障が生じる場合があるので、Aランクを目指した品質向上をお願いする。

③ Dランク判定の場合

- ・ 協会より市町村に改善計画の立案と実行をお願いする。
- ・ 改善計画書や中間処理施設での処理状況等を総合的に判断し、再調査を実施する場合がある。

＜再調査でDランクとなった場合＞

- ・ 「協会出前講座ーバール品質勉強会」の実施と、2か月ごとに「自主検査結果」の提出をお願いする。

(2) 「適合分別収集物比率評価」のランク判定

① Aランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いする。

② Bランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障が生じる場合があるので、Aランクを目指した品質向上をお願いする。
- ・ 申込み初年度以降の1回目の品質調査において、3年連続Bランクとなった場合、改善計画の立案と実行をお願いし、場合によっては再調査を行う。

③ Dランク判定の場合

- ・ 著しく分別基準から外れているので、再商品化に支障をきたす。協会より市町村に改善計画の立案と実行をお願いする。
- ・ 改善の進捗を確認するため、再調査を行う。

＜再調査でDランクとなった場合＞

- ・「協会出前講座－ベール品質勉強会」の実施と、2 か月ごとに「自主検査結果」の提出をお願いする。
- ・次年度の1 回目の品質調査結果がDランクであった場合には、次々年度の引き取り申込みをお断りすることとしつつ、品質改善の取組状況を総合的に判断し、対応を決定する。

（3）「禁忌品の有無評価」のランク判定

- ・Dランクの場合は、市町村に改善をお願いする。
- ・禁忌品が大量に発見された場合、又は禁忌品の中でも発火の危険性が非常に高い「リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品」が検出された場合は、協会より改善計画の立案と実行をお願いする。

（4）適合分別収集物に占める容リプラと製品プラの割合（組成比率）について

ベール品質調査結果に基づいて算出された容リプラと製品プラの組成比率は、別途定める方法に従い、業務委託契約書に記載した容リプラと製品プラの申込み比率を補正するために用いることがある。

7. 特例対応

（1）判定結果が異常値の場合の対応

品質調査の結果、適合分別収集物の比率が著しく低い等、通常では考えられない評価結果が出た場合、再生処理事業者、市町村からの情報を総合的に判断し、再度の調査実施の可否を決定する。

（2）再調査が実施できない場合の対応

通常調査の結果、適合分別収集物比率判定がDランクであっても、引渡し量が少なく再調査の実施が年度内にできない場合は、再調査を実施する市町村との平等性の観点から、次回の通常調査を再調査と見なして実施し、以降、通常の再調査でDランクであった場合に準じて対応する。

8. 引き取り拒否判定後の対応

万が一、引き取り申込みをお断りするとこととなった場合は、再開へ向けて下記の手順で進める。

- （1）品質改善の取り組みを要請。
- （2）再開へ向けての手順、スケジュール等の打ち合わせ。
- （3）2 か月ごとに自主検査等の改善進捗状況を報告。
- （4）自主検査等で改善効果が認められた場合、確認のため「現地品質調査」を実施。
- （5）「現地品質調査」の評価結果、改善取り組みの効果、継続性等を総合的に判断し、引き取り再開を決定する。

【特別調査の実施と判定結果への対応】

以下（1）の①～④に該当した場合、再調査とは別に「特別調査」を実施する。

（1）特別調査対象

- ① 協会に「ベール品質調査日程の情報漏洩に関する不適正行為通報」があった場合
- ② 協会に再生処理事業者等からベール品質調査日程の情報漏洩に関する情報があった場合
- ③ ベールの品質が引き取り品質ガイドラインを満たしていないという状況が確認され、日常的に引き取りを行っている再生処理事業者から該当する市町村に対して品質改善を再三要求するも、その要求後も

品質の改善が見られず、協会が必要であると判断した場合

④ 上記以外で、特別調査が必要と協会が判断した場合

(2) 実施者：作業は再生処理事業者主体で実施する。

品質調査員が立会う（環境省担当者、協会担当者が立会う場合がある）。

(3) 評価者：品質調査員が評価する。

(4) 実施場所：再生処理事業者の再生処理工場で実施する。

(5) 実施時期：不定期

(6) 特別調査実施日：協会委託先と再生処理事業者で調整する。

(7) 市町村の立会い：原則、市町村担当者に特別調査の実施について通知せず、立会いも要請しない。

(8) 評価方法：当該「分別収集物のバールの品質評価方法」に準ずる。

(9) 評価結果：保管施設ごとの特別調査結果は、協会ホームページに掲載しないが、集計結果を公表する場合がある。

(10) 市町村への対応：市町村・一部事務組合担当者へ連絡し、調査の経緯、評価結果を説明する。

協会の判断で、特別調査結果を市町村・一部事務組合担当者へ連絡しないことがある。

(11) 判定結果への対応

①通常調査と特別調査結果を比較し、著しく差があった場合、市町村に対して乖離理由報告書及び改善計画書の提出と改善の実行を要請する。

②特別調査結果を環境省へ報告し、再商品化合理化拠出金の対応についての判断を仰ぐ。

以上

令和4年10月24日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格 及び指名競争入札移行時の選択肢について

1. はじめに

分別収集物のうち、容リプラの再商品化費用については従来同様に特定事業者の負担と市町村の負担（令和4年度は特定事業者負担99%、市町村負担1%）となる一方、製品プラ及び産廃プラ（以下、「製品プラ等」という。）の再商品化費用については、全額を市町村・一部事務組合が負担することになります。

容リプラについては、従来から再商品化費用が適正なものとなるよう、当協会が上限価格を定めています（優先札、一般札の両方に共通、金額は非公表）。

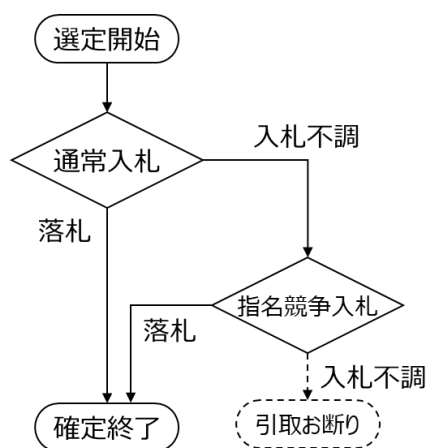
今回、製品プラ等の費用負担者である市町村・一部事務組合についても、製品プラ等の上限価格を設定することができます。

詳細を以下に記載しますので内容をご確認ください。

2. 入札選定の概要

入札選定の概要は下図のとおりです。

入札は保管施設毎に行い、通常入札¹において入札不調となった場合は、指名競争入札²を実施します。指名競争入札を行っても最終的に入札不調となった場合は、当協会は引き取りをお断りさせていただきます。



入札選定の概要

¹ 通常入札とは、全ての有資格事業者の入札札で選定する入札です。

² 指名競争入札とは、通常入札で落札されなかった施設について、その時点で資格、処理能力の余裕（余力）がある事業者の中から、引取距離その他を考慮して当協会が事業者を指名し、それらの事業者の入札札で選定する競争入札をいいます。

3. 入札選定の方法

市町村の申込内容から、保管施設を以下の申込区分に区分けします。

- ①容器包装リサイクル法に基づき分別収集された容リプラを保管する指定保管施設
- ②プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと製品プラを保管する指定保管施設（産廃プラは含まない）
- ③プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと産廃プラを保管する指定保管施設（産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの）
- ④プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと製品プラと産廃プラを保管する、又は容リプラと産廃プラを保管する指定保管施設（産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの）

指定保管施設の 類型	容リプラ	製品プラ	産廃プラ	
			容リプラ同等	製品プラ同等
①	○	－	－	－
②	○	○	－	－
③	○	－	○	－
④	○	○	○	○
	○	○	○	－
	○	○	－	○
	○	－	○	○
	○			○

入札選定は、再商品化が可能な事業者が限られる申込区分④、③、②の施設から行います。前記保管施設の選定終了後、①の選定を行い、最後に、全申込区分の入札不調施設について指名競争入札を実施します。なお、このような手順によるのは、新制度・運用開始直後で市町村の各区分の申込量と事業者の各登録施設区分の能力合計のバランスが不明であるためであり、次年度以降については、区分④、③、②、①へ申し込む市町村と事業者のバランスの推移如何で変更する可能性があります。

4. 入札選定に関するスケジュール

- (1) 11月15日（火）の本申込締め切り後に改めてお申込みをいただいた市町村・一部事務組合宛に上限価格を記入していただくための回答用紙、返信用封筒を郵送します（送付時期は申込み締め切り後の12月上旬を予定）。回答用紙の見本は参考資料④（47ページ）を参照してください。
- (2) 必要事項（製品プラ等の上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢。以下の5、6を参照してください。）をご記入、ご捺印いただき、回答用紙を専用の返信用封筒に入れて必ず封緘し、ご返送ください（提出期限は令和5年1月10日（火）必着）。
- (3) 返送いただいた回答用紙は、当協会が開札まで封緘したまま厳重に保管します。
- (4) 開札は、主務省庁（環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省、国税庁）立ち合

- いのもと行われ、その際に初めて回答用紙に記入された上限価格は開封されることとなります。
- (5) その後、当協会が、回答用紙の内容に基づいて選定を行い、再生処理事業者を決定します。
- (6) 2月下旬頃に落札した再生処理事業者を通知します。

5. 製品プラ等の上限価格について

製品プラと産廃プラに共通する上限価格について「設定する」「設定しない」のいずれかを選択し、設定する場合は、トン当たりの単価を1円単位（消費税抜き）で設定します。設定する／しないの意思表示がない場合は、「設定しない」を選択したものと判断します。また、製品プラと産廃プラの上限価格を異なる数値とすることはできません（同一価格です）。なお、上限価格を超えた額の札は無効となります。

6. 指名競争入札移行時の選択肢について

通常入札が不調となり、指名競争入札に回った場合、製品プラ等の上限価格は通常入札時と同一として選定されます。ただし、指名競争入札での不調をできるだけ回避する等の目的で、前項の上限価格に関する選択と同時に、あらかじめ以下の選択をすることができます。これらは、通常入札で上限価格を設定した市町村のみが取りうる選択肢です。なお、通常入札と異なる上限価格を設定することはできません。また、通常入札で上限価格を設定しなかった市町村は、指名競争入札でも上限価格を設定することはできません。

- (1) 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを当協会に引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する。
 - (2) 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する。
 - (3) 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する
- (1) は、入札札が「容リプラの単価 ≤ 容りの上限価格」かつ「製品プラ等の単価 > 製品プラ等の上限価格」である場合に、容リプラのみを当協会に引き渡し、製品プラ等は、引き渡しを辞退する選択肢です。
- (2) は、「製品プラ等の単価 > 製品プラ等の上限価格」であれば、容リプラを含めて全ての申込みを辞退するという選択肢です。

これらの選択の意思表示がない場合は、「(3) 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する」を選択したものとみなします。

7. 前記の上限価格や選択肢の回答に関する注意事項（重要）

- (1) 市町村等で上限価格の設定が可能なのは製品プラ等です。容リプラの上限価格は設定できません。
- (2) 製品プラと産廃プラの上限価格を異なる数値とすることはできません（同一価格です）。
- (3) 回答用紙に上限価格を記入する際、右詰めで余白には必ず×印を記入してください。
- (4) 回答用紙提出後は、上限価格や指名競争入札移行時の選択を変更することはできません。
- (5) 回答用紙の提出が間に合わない、又は回答用紙を提出しているが必要項目が記載されていない

等は「上限価格を設定しない」選択をしたものとします。

- (6) 回答用紙の内容は、公平公正な入札を行うために厳格に管理すべき情報であり、その情報を、当協会の登録事業者、入札予定事業者はもちろんのこと第三者に開示することは厳禁です。不適正な行為が判明した場合は、入札妨害行為として厳正な措置を行います。
- (7) 上限価格については、落札結果通知（2月下旬）までに実施される通常入札と指名競争入札に適用されます。落札事業者の決定後、事業者が引き取れない事態に陥った場合等、他の事業者に振り替えるために行う再入札においては、通常入札における上限価格の設定如何によらず、上限価格は設定できません。

通常入札及び合理的な回数の指名競争入札を経てもなお落札されなかった施設については、協会はやむを得ず、引き取りをお断りする場合があることをご承知おきください。

以上

令和5年度「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づき分別収集された
製品プラ等の入札における上限価格の回答書

作成日	令和 ▲ 年 12 月 ■ 日		
市町村または組合コード	01001	市町村又は組合名	容器リサイクル組合
保管施設コード	01	保管施設名	容器包装リサイクルプラザ
市町村(組合)長名	容器 一郎		
担当部署名	リサイクル部		
担当者名	容器 太郎		
担当者 電話番号	03-3456-7890		
担当者 E-mail	abc@def.jp		

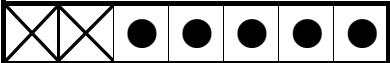
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が実施する、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づき分別収集された製品プラ等の入札の上限価格の設定について、下記の通り回答いたします。

1.製品プラ等の落札単価の上限値の設定の有無 ※「設定しない」又は「設定する」を必ず回答してください

☐ 設定しない ※「設定しない」を選択した場合、下記2. 3. は回答しないでください

☒ 設定する ※「設定する」を選択した場合、必ず下記2. 3. を回答してください

2.製品プラ等の上限価格の設定値


 円/トン (消費税抜き)

※小数点以下不可、整数で記入。7桁まで記入が可能

※右詰めで記入してください。余白は必ず×印を記入してください

3.指名競争入札において製品プラ等が上限価格を上回った場合の扱い

- ☒ 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する。
- ☐ 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する。
- ☐ 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する

※提出後は上限価格に関する選択や上限価格を変更、又は撤回を行いません。

※本紙の未提出又は締切に間に合わない場合、又は本紙を提出しているが必要項目が記載されていない等は
「上限価格は設定しない」と見なすことに同意します。

※落札事業者の決定後、事業者が引き取れない事態に陥った場合等、他の事業者に振り替えるために行う再入札に
おいては、通常入札における上限価格の設定如何によらず、上限価格は設定できないことを同意します。

(保存期間10年)

令和4年10月24日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項

市町村等が産廃プラの再商品化を協会に委託する場合には、市町村において以下の事項への対応が必要になります。

1. 排出重量の把握

- ①産廃プラは、市町村等が排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）を把握する必要があります。

※産廃プラの重量測定に基づく量の把握に関してご不明な場合は環境省にご相談ください。

- ②産廃プラについては、容リプラ、製品プラと異なり、組成比率で計算して重量を算出することが認められていません。排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）を協会に報告してください。
なお、中間処理施設で除去した異物の量は控除しないでください。

2. 産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の交付

- ①再生処理事業者に引き渡すべールのうち、産廃プラの重量分については、廃棄物処理法に基づいて再生処理事業者、運搬事業者に対してマニフェストを交付し、管理する必要があります。マニフェストの発行・管理については個別に環境省（※）までお問い合わせください。
- ②協会はマニフェストの管理に関わりません。

3. 他県からの産業廃棄物搬入における事前協議が必要な場合

- ①再生処理施設が立地する都道府県外から産業廃棄物を受入・処理しようとする場合、条例等において越境移動に関する事前協議等の独自の規定を設けている場合があります。その場合は、市町村等が当該都道府県等に事前協議資料を提出する必要があります。
- ②協会が令和5年度の落札事業者を市町村等に通知するのは令和5年2月下旬頃となります。事前協議が必要な再生処理事業者が落札した場合には、落札した再生処理事業者と協力して、市町村等が事前協議資料を作成し、令和5年2月末までに当該都道府県等に提出してください。
- ③都道府県等により、事前協議で求められる資料や内容が異なりますので、ご注意ください。
- ④事前協議の結果については、令和5年3月末までに協会プラスチック容器事業部までご連絡ください（TEL:03-5532-8608/8603、E-MAIL: plastic@jcpra.or.jp）。
- ⑤令和5年3月末までに、事前協議の結果が確定しない場合は、令和5年度の産廃プラの引き取りをお断りする場合があります。

上記1～3の記載事項について、ご不明な点がある場合は、環境省（※）までお問合せください。

（※）環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室 TEL:03-5501-3153

以上

委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）

（見本）

市町村、一部事務組合、広域連合又は代表市町村〇〇〇（以下「甲」という。）と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）とは、「プラスチックに係る資源循環促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第32条に規定する分別収集物のうち「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第2条第6項で定める分別基準適合物を除くものの再商品化に関し、以下のとおり契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約の用語は、以下各号によるものとし、本契約書中に別途定義されたものを除き、その他は容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法の用語の例による。

- 一 容リプラ プラスチック容器包装廃棄物
- 二 製品プラ 容リプラ以外のプラスチック使用製品廃棄物。但し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限る。
- 三 産廃プラ プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、同法第11条第2項に基づき市町村がその処理を事務として行うことができるもの
- 四 製品プラ等 製品プラ及び産廃プラ

（業務委託）

第2条 甲は、プラスチック資源循環促進法第32条に基づき、分別収集物のうち製品プラ及び産廃プラの一方又は双方の再商品化を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務実施）

第3条 乙が受託した保管施設における分別収集物の引き取り業務（再生処理実施施設までの運搬業務を含む）及び再生処理業務（以下合わせて「再商品化業務」という。）は、乙の指定した別紙「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載の再商品化事業者（以下「再商品化事業者」という。）が行うものとし、乙は第2項による再商品化事業者（その所在地又は再生処理実施施設を含む。）の変更又は追加の場合を除き、それ以外の者に再商品化業務を委託しないものとする。

- 2 乙は、再商品化事業者を変更又は追加する場合で、第6条で定める落札単価に変更が生じるときは事前に甲と協議する。但し、落札単価に変動が生じないときは、乙は決定後遅滞なく甲に通知するものとする。

（関係法令等の遵守）

第4条 甲及び乙は、本契約による業務及びその実施に関して、本契約の他、分別収集物の引き渡し申込書及び申込要領、「プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について」、「『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要（令和5年度版）」、「令和5年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」（以下「引き取り品質ガイドライン」という。）、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室。以下「分別収集の手引き」という。）その他乙が本契約に関して別途提示又は通知する一切の条件又は基準並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、プラスチック資源循環促進法、容器包装リサイクル法、その他の関連する法令、府省令、告示、規則及び条例を遵守し、業務を適正に実施しなければならない。

- 2 乙は、本契約による業務が適正に実施されるべく、再商品化事業者を適切に指導するも

のとする。

(実施期間及び契約初年度の定義)

- 第5条 本契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。但し、第17条については情報又は知識が公知となるまで、第18条については本契約の終了後においてもなお有効なものとする。
- 2 本契約において、契約初年度とは令和5年4月1日以降、甲乙間で最初に締結した委託契約の対象年度とする。
- 3 第2項に関わらず、契約初年度後、甲乙間で委託契約を締結しなかった年度がある場合は、その後甲乙間で最初に締結した委託契約の対象年度を契約初年度とする。但し、甲乙間で本項の適用を除外する旨の合意をした場合は、この限りではない。
- 4 甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村の場合で、甲を構成し、又は代表とする市町村に前年度から変更があったときは、乙は第3項を適用し、変更後甲乙間で最初に締結した委託契約の対象年度を契約初年度とすることができる。
- 5 第3項及び第4項の他、委託契約が複数年度継続している場合であっても、期初又は期中に甲の収集形態が変更となり容リプラと製品プラの比率が大幅に変更となる可能性があるときは、乙は当該変更等を行った年度を初年度と判定することができる。このとき、第9条に関わらず、乙は甲に対し自ら品質調査を実施することを求めることができる。

(市町村委託単価)

- 第6条 本契約における市町村委託単価は、入札により決定する落札単価と乙が定める事務処理経費単価（以下「協会経費単価」という。）とを合算した額とし、別紙「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載する。なお、当該単価には消費税及び地方消費税（以下合わせて「消費税等」という。）は含まれないものとする。
- 2 市町村委託単価は、本契約期間中、原則として変動しないものとする。
- 3 第2項に関わらず、第3条第2項の協議の結果、再商品化事業者又は市町村委託単価が変更された場合、「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」を差し替えたうえで「変更契約書」を締結する。

(本契約の予定委託量)

- 第7条 甲乙間で合意された本契約の対象となる分別収集物（製品プラ等）の予定委託量（kg未満は四捨五入とする）は以下のとおりとする。なお、製品プラの重量は第9条により委託申込の際に定めた容リプラと製品プラとの比率に基づき算定された数値、産廃プラの重量は重量計測に基づく引き渡し申込書記載の数値とし、それぞれ「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載するものとする。

製品プラ	： 年間	kg
産廃プラ	： 年間	kg
(参考)		
容リプラ	： 年間	kg

- 2 甲は、乙への予定委託量の引き渡しを達成できるよう努力する。
- 3 甲は、予定委託量については、正当な理由なく、かつ乙に事前の断りなく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。
- 4 甲は、引き渡し量について予定委託量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその変更に関する合理的な理由を記載した書面で乙に通知する。乙はその通知をふまえ、必要に応じて甲と協議を行ったうえで、乙としての対応を判断する。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回等に伴い、その引き渡し量が予定委託量に対して変更されたときには、当該構成市町村の撤回等に相当する引き渡し量を削減することで乙は甲と協議を行い、乙としての対応を判断する。なお、本項における協議には、甲又は乙が所轄官庁に相談することも含まれる。
- 5 甲において第4項の連絡を怠った場合、本契約の撤回があった場合又は第1項の予定委託量の大幅な減量があった場合には、乙は次年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町

村の引き渡し量の撤回や大幅な減量があったときには、乙は次年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。

- 6 甲が第3項に違反した場合には、乙は次年度及び次々年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村が第3項に違反したときには、乙は次年度及び次々年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。

(引き渡し実績量)

第8条 甲は、製品プラ及び産廃プラの再商品化を受託した再商品化事業者による引き取り作業終了を確認した後、甲の引き渡しした実績量を乙指定の報告方法により、原則として引き渡しが行われた日の翌月5日までに乙に報告する。

- 2 第1項の報告の際の引き渡し実績量は以下のとおり算出する。
- 一 産廃プラの引き渡し実績量は、甲が収集した時点で重量計測に基づくことを原則とし、1カ月分を集計した量とする。
 - 二 甲から乙への1カ月分の容リプラ、製品プラ及び産廃プラの引き渡し実績量の合計から第1号の量を控除したものを製品プラ及び容リプラの量とする。
 - 三 第2号の実績量を、第9条により委託申込の際に定めた製品プラと容リプラとの比率に基づき按分した量を、製品プラと容リプラのそれぞれの実績量とする。

(容リプラと製品プラの比率及び調査)

第9条 容リプラと製品プラの比率は、引き渡し申込書に記載された比率とし、別紙「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載する。

- 2 契約初年度において第1項の比率は、契約初年度の上期(4月～9月)の引き渡し実績報告に適用されるものとし、下期(10月～翌年3月)の引き渡し実績報告について適用される比率は、引き渡しを受けた分別収集物について乙が契約初年度の4月から9月までに品質調査(ベール調査)(以下「品質調査」という。)を実施し、当該調査で得られた結果を適用する。なお、契約初年度の下期において適用された比率は、契約次年度の委託契約について通年適用されるものとする。契約次々年度以降の比率は、契約次年度以降に乙が実施する品質調査に基づき、委託申込前の直近の連続する2つの半期の平均値をもって決定するものとする。なお、品質調査の実施方法、品質調査に基づく容リプラと製品プラの比率の算出方法並びに当該比率の適用の時期及び方法については乙において別途定めるものとする。
- 3 第2項で定められた期間に乙による品質調査の実施が困難な場合は、乙は甲へ書面にて事前に通知し対応を協議するものとする。
- 4 第2項に基づき乙が実施した品質調査により比率が改定された場合は、「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」を差し替えたうえで「変更契約書」を締結する。
- 5 甲又は甲の委託を受けた事業者等(甲が業務委託する中間処理事業者を代表例とするが、それに限らない。)は、乙が行う品質調査に係る実施日等の情報を聞きだしてはならず、品質調査を合理的な理由なく拒否又は妨害してはならない。

(市町村委託料金の算定方法)

第10条 市町村が負担する月次の市町村委託料金は、以下に記載する計算式を用いて対象ごとに算出して得られた金額を合算し、更に、甲から乙への引き渡しが行われた時点で適用される税率をもって計算した消費税等を加算した額とする。この際、1円未満は切り捨てるものとする。

①製品プラの計算式

第8条第2項に基づいて算出された製品プラの実績量×市町村委託単価

②産廃プラの計算式

第8条第2項第1号に基づいて得られた産廃プラの実績量×市町村委託単価

(支払い条件)

- 第11条 乙は第10条に定める市町村委託料金を、四半期毎に甲に請求する。
- 2 乙は第1項で算出された金額について、乙が定める書式の請求書を用いて支払いの請求を甲へ行うものとする。
- 3 甲は、第2項の請求書を受領した後、30日以内に当該委託料金を、乙が指定する乙名義の銀行口座へ一括して支払う。このとき、振込み手数料は甲の負担とする。
- 4 契約初年度については、契約締結時の容リプラと製品プラの比率に基づき第2四半期

まで乙は甲へ請求を行うものとし、第3四半期以降、第9条第2項に基づき容リプラと製品プラの比率が改定された場合は、改定された比率に基づき乙は甲へ請求を行うものとする。

(品質確保)

- 第12条 甲は、プラスチック資源循環法第32条の環境省令で定める基準（以下「分別基準」という。）を遵守し、本契約第4条の定めに基づき分別収集を行う。
- 2 甲が再商品化事業者に引き渡した分別収集物の品質が「引き取り品質ガイドライン」及び分別収集の手引きの品質基準より著しく劣ると判断される場合又はリチウムイオン電池等の発火危険物の混入が発見された場合には、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。
- 3 甲は、第2項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。特に第2項の発火危険物の混入が発見された場合には、発火事故防止の観点から、甲は、乙からの改善要求に対して具体的な改善案を書面にて乙に提示しなければならない。
- 4 第3項の取り組みにもかかわらず合理的期間内に改善措置が講じられず、引き取り品質ガイドライン及び分別収集の手引きに準拠していない場合、乙は品質が改善されたと判断するまで、甲からの引き取りの一部又は全部を留保することができるものとする。この場合において、品質が改善されないまま本契約の有効期間が満了したときは、引き取りが留保された分別収集物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理されるものとする。
- 5 甲が収集した分別収集物の品質が引き取り品質ガイドライン及び分別収集の手引きの品質水準に適合しない場合で品質改善が図られないときは、乙は次年度における製品プラ等に関する委託契約の契約申込を拒むことができるものとする。この場合において、乙が本契約を解除することなく品質不適合の分別収集品の引き取りを行ったとしても、本項の規定に基づく乙の権利は損なわれない。
- 6 甲の分別収集物について、乙は第9条に定める場合の他、定期又は不定期に品質調査を実施するものとし、この場合にも第9条第5項を適用する。

(引き取り作業)

- 第13条 乙は、再商品化事業者が指定保管施設において引き取り作業を行う場合に、再商品化事業者に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導する。
- 2 乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

(安全管理)

- 第14条 甲は、廃棄物処理法等の廃棄物の適正処理に関する法令及びこれらに基づく主務官庁からの告示、通達等並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、再商品化事業者における危険物（第12条第2項のリチウムイオン電池等の発火危険物を含む。）、感染性廃棄物等の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。これと並行し、発火事故防止の観点から、甲は発火危険物の正しい排出方法について甲の地域住民に対して十分な啓発活動に努めるものとする。

(全国市町村の引き渡し総量が全国再商品化事業者の再商品化処理能力を超えた場合の対応)

- 第15条 乙は容リプラを含む全国市町村の引き渡し総量が全国再商品化事業者の再商品化処理能力を上回ることが見込まれる場合は、甲及び主務省へ報告し、協議のうえ、対応を行うものとする。

(再商品化履行状況の現地確認)

- 第16条 甲は、本契約に基づき、甲が引き渡した分別収集物の再商品化履行状況を確認するため、甲の職員を乙と契約関係にある再商品化事業者の事業所に立ち入らせ、再商品化履行に関する現地確認（以下「現地確認」という。）を行うことができる。
- 2 甲は、現地確認を行おうとするときは、日程調整のため、その日時について、乙に対し、

事前に連絡するものとする。乙は、再商品化事業者と協議のうえ、提示された日時に関題があるときは、甲に対し速やかに日時の変更を申し出なければならない。甲は、変更の申し出を受けたときは、乙と調整のうえ、現地確認を行う日時を新たに決定するものとする。

- 3 現地確認は、再商品化事業者の通常の業務時間内に再商品化事業者の立会いのもとに行われるものとする。乙は、必要に応じて、現地確認に立ち会うことができるものとする。
- 4 現地確認を行う甲の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 甲は、現地確認の目的において必要な範囲内で、再生処理施設及びその稼働状況並びに再商品化事業者の再商品化実施状況を記録した生産管理月報及び再商品化製品の販売実績を示す伝票等（再商品化事業者が乙に提出した控え）について確認を行うことができる。また、甲は、施設等の写真を撮影し、又は当該関連帳票類の複写をとることができる。
- 6 甲は、現地確認を行った結果、再商品化事業者に改善を求めるべき事項又は乙に関連調査を依頼する必要があるときは、乙を通じて行うこととし、速やかに、その詳細を乙に通知するものとする。乙は、通知があったときは、通知を踏まえて適切に対処するとともに、対処の内容及びその結果について、遅滞なく甲に報告するものとする。
- 7 甲は、現地確認の結果について再商品化事業者の名称と共に公表することができる。

（秘密保持）

- 第17条 甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識など（甲が再商品化事業者から知り得たものを含む。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの、現地確認の実施により知り得た情報であって再商品化事業者が公表を了解したもの又は法令に基づき開示を命じられたものについてはこの限りではない。

（個人情報の保護）

- 第18条 乙は、本契約に関して入手した甲の個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）において定義される情報をいう。以下、本条項において同じ）を乙の事業活動とこれに付随する業務及び本契約の実施に必要な範囲において利用する。乙は、個人情報を本契約の実施において乙の業務委託先に開示し、その取り扱いを委託することができるものとするが、国の機関若しくは地方公共団体からなされた再商品化業務に関連する要請に協力するため必要と合理的に判断される場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に開示又は提供してはならない。

（反社会的勢力の排除に関する誓約）

- 第19条 乙は、甲に対し、以下の各号を誓約する。
- 一 自らが、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定めるものによる）、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者、その構成員又はその構成員から成る企業体（以下総称して「反社会的勢力等」という。）ではなく、また反社会的勢力等によって経営を支配されていない（反社会的勢力等が実質的にその経営に関与している場合を含む。）こと。
 - 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力等ではないこと。
 - 三 反社会的勢力等が乙の名義を利用し、本誓約をするものでないこと。

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

- ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- ウ 虚偽の風説を流布して第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
- エ 法的な責任を超えた不当な要求行為

2 乙が、第5条に定める本契約の有効期間中に次のいずれかに該当した場合は、甲は何らの催告を要せずして乙と締結している本契約を含む全ての契約を解除することができる。但し、甲が全ての契約を解除しようとする場合、乙が、下請事業者（下請遅延防止法第2条第8項に定めるものをいう。）に、再商品化業務の再委託をしているときは、甲は乙が相当の期間を定めた当該下請事業者に対する催告を要することを了解する。

- 一 本条第1項の各号に違反したことが発覚した場合
- 二 反社会的勢力等として起訴された場合
- 三 反社会的勢力等に該当するとみなされ、社会的に非難されるべき関係としてマスコミに報道された場合

（契約の解除）

第20条 甲又は乙は、相手方について以下の事由が生じた場合、本契約を含む甲乙間の全ての全部又は一部を解除することができる。

一 甲による解除

- ア 容器包装リサイクル法第32条第1項の規定により指定を取り消されたとき
- イ プラスチック資源循環促進法施行令第9条第1号に定める基準に適合しなくなったとき
- ウ 第19条の反社会的勢力に該当するとき

二 乙による解除

- ア 甲が不正に、実態と異なる引き渡し量を報告したとき
- イ 第9条第2項に基づく品質調査を拒否又は妨害したとき
- ウ 第12条第3項に基づく取り組みにもかかわらず合理的期間内に品質改善がなされなかったとき
- エ 市町村委託料金の支払いを拒否し、又は行わなかったとき

2 第1項の他、甲又は乙は、相手方について、本契約の実施において不正又は不当な行為があったとき、相手方が本契約に違反した場合で、相当の期間を定めて書面をもってその是正を催告しても、当該期間内に是正されないとき、又は甲乙間の他の契約が解除されたときは、本契約の一部又は全部を解除することができる。

3 本契約が解除された場合で、乙が本契約に基づいて引き渡しを受けた製品プラ等について、再商品化処理が未だに完了していないものがあるときは、乙が当該未了分の再商品化を行い、その費用は解除事由が生じた当事者が負担する。なお、金額及び支払方法等については、甲及び乙が別途協議のうえ定める。

（権利義務の譲渡禁止）

第21条 甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾なしに、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

（権利の不放棄）

第22条 本契約に定めるいずれかの条項における権利を乙が行使又は実施しない場合でも、かかる条項又はその他の条項に基づく権利を乙が放棄したと解されるものでない。

（協議事項）

第23条 甲は、再商品化事業者の引き取り作業に問題があると認められた場合、甲及び再商品化事業者双方で協議し、両者が誠意をもって問題を解決するよう努める。

2 甲及び乙は、本契約の記載事項について疑義を生じた場合又は本契約に記載のない事項について、誠意をもって協議し、これを解決する。

（災害、事故対応）

第24条 甲及び乙は、天災地変、事故等により甲と再商品化事業者間で分別収集物の引き渡しに支障が生じると予想される場合、速やかに相手方へ報告するものとする。

(危険物混入による火災事故対応)

第25条 甲から引き取りを行った分別収集物にリチウムイオン電池等危険物が混入し、それを原因として再商品化事業者の再商品化施設、又は再商品化事業者の分別収集物保管場所で発火、火災事故が生じた場合は、甲は乙及び再商品化事業者へ責任をもって対応するものとする。

(容リプラと製品プラの比率変更に伴う容リプラに関する契約への適用)

第26条 甲乙間で本契約の他に容リプラの再商品化業務に関する契約を締結している場合、本契約により容リプラと製品プラの比率が変更され、それに伴い容リプラの引き渡し量に変更されたときは、当該他の契約にも変更後の引き渡し量が適用される。

本契約書締結の証として、甲及び乙は、本契約書二通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各一通を保有するものとする。

令和5年4月1日

甲：

乙： 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長 澤 田 道 隆

プラスチック資源循環促進法（32条）による再商品化委託で市町村等が負担するコストについて

（1）市町村等が負担する製品プラ等の再商品化費用は、協会が定める市町村委託単価に製品プラ等の引取実績量に乗じて計算します。以下の1）、2）を合計したものが市町村委託単価となります。

1）入札によって決定する再生処理費用（落札単価）

市町村等、保管施設ごとで単価が異なります。2月下旬に落札単価を通知いたします。

2）プラスチック資源循環促進法（32条）により発生する協会経費単価

協会が発生する費用の中から、プラスチック資源循環促進法（32条）に関わる経費を抜き出し、製品プラ等の申込見込量で除したものが単価となります。

※ プラスチック資源循環促進法（32条）における容リプラのうち、小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用については、市町村負担となります（市町村負担分を申込まない場合は発生しません）。

（2）市町村等が負担する委託単価の計算式は以下のとおりです。

●令和5年度の委託単価の計算方法

$$\begin{array}{l}
 \text{市町村委託単価} = \text{再商品化事業者落札単価（製品プラ等）（令和5年2月下旬に決定）} + \frac{\text{協会経費見込（製品プラ等分）}}{\text{市町村からの製品プラ等の申込見込量（6月調査）}} \\
 \\
 \text{特定事業者再商品化実施委託単価} = \frac{\begin{array}{l} \downarrow \text{容リプラのみ} \\ \text{市町村からの申込見込量（6月調査）} \end{array} \times \begin{array}{l} \downarrow \text{容リプラのみ} \\ \text{再商品化事業者見込委託単価（落札単価予測・過去実績）} \end{array} + \begin{array}{l} \downarrow \text{容リプラ経費単価} \\ \text{協会経費見込（容リプラ分）} \end{array}}{\begin{array}{l} \uparrow \text{容リプラのみ} \\ \text{特定事業者と市町村（小規模事業者分）からの再商品化委託申込見込量} \end{array}}
 \end{array}$$

$\downarrow$ 製品プラ等経費単価
 令和4年10月に決定（下記と同じタイミング）
 協会経費から容リプラ分除く（重量比で按分）

$\downarrow$ 容リプラのみ
 市町村からの申込見込量（6月調査）

$\downarrow$ 容リプラのみ
 再商品化事業者見込委託単価（落札単価予測・過去実績）

$\downarrow$ 容リプラ経費単価
 協会経費から製品プラ等除く

$\uparrow$ 令和4年10月に決定
 ※市町村（小規模分）も同じ単価

$\uparrow$ 容リプラのみ
 特定事業者と市町村（小規模事業者分）からの再商品化委託申込見込量

●従来の再商品化実施委託単価の計算方法（参考）

（前年度の10月に決定／特事と市町村等は同じ単価・容リプラの市町村負担分は1%）

$$\begin{array}{l}
 \text{特定事業者再商品化実施委託単価} = \frac{\text{市町村からの申込見込量（6月調査）} \times \text{再商品化事業者見込委託単価（落札単価予測・過去実績）} + \text{協会経費見込}}{\text{特定事業者と市町村（小規模事業者分）からの再商品化委託申込見込量}}
 \end{array}$$

(3) プラスチック資源循環促進法（32条）により発生する協会経費単価（令和4年度予算より試算）

令和5年度の特定事業者の再商品化実施委託単価（容リプラ）及び市町村の協会経費単価（製品プラ等）は、令和4年10月21日（金）開催の当協会理事会において機関決定される予定です。そのため本資料作成の時点では令和4年度の経費予算をベースに計算しており、あくまで目安の数字ですのでご注意ください。なお、正式な再商品化実施委託単価及び協会経費単価は理事会終了後、改めてご通知させていただきますのでよろしくお願い致します。

○令和4年度予算における容リプラの再商品化に関する協会経費総額（税抜き）は以下のとおりです。

→ 865,678,000円（①）

○協会経費総額を製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費（特定事業者に関わる経費）と関係のある経費（再商品化事業者、市町村等、協会全般に関わる経費）とに分けます。

→ 製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費 131,463,000円（②）

→ 製品プラ等の再商品化に関係のある経費 734,215,000円（③）

※協会経費総額から製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費を引いた額を市町村等が負担する経費の対象とします（③＝①－②）。

○製品プラ等の再商品化に関係のある経費（③）を6月に実施した協会調査により把握した容リプラと製品プラ等の申込見込量で按分します。

→ 容リプラの申込見込量＝691,617トン（④）、製品プラ等の申込見込量＝13,712トン（⑤）

合計（④＋⑤）＝705,329トン（⑥）、容リプラと製品プラ等の重量比率＝98：2

→ 製品プラ等の経費額＝734,215,000円（③）×2／100＝14,684,000円（⑦）

○製品プラ等の経費（⑦）を製品プラ等の申込見込量（⑤）で割ったものが協会経費単価となります。

→ 14,684,000円（⑦）÷13,712トン（⑤）＝1,070円／トン（税抜き）

○上記単価に入札によって決定する再生処理費用（落札単価）を合計したものが市町村委託単価となります。

①協会経費（令和4年度予算ベース） / 865,678,000円		
②対象外経費 （特定事業者に関わる経費） 131,463,000円	③対象経費（再事・市町村・協会全般） / 734,215,000円	
	④容リプラの申込見込量 691,617トン	
	⑤製品プラ等の申込見込量 13,712トン	
	⑥容リプラと製品プラ等の申込見込量 705,329トン（④＋⑤）	
	容リプラの申込見込量：製品プラ等の申込見込量＝98：2	
	対象経費（③）を98：2で按分	
②容リプラ分 131,463,000円 （特事負担）	⑧容リプラ分 719,531,000円 （特事負担）	⑦製品プラ等分 14,684,000円 （市町村負担） 協会経費単価（⑦÷⑤） ＝1,070円／トン（概算）

以上